

日本国特許庁電子文書交換標準仕様XML編 (抜粋版)

第5.51版より抜粋

1 共通設計

目次

1. 共通設計

1. 1 総論

- 1. 1. 1 国際標準の準拠
- 1. 1. 2 ファイル構成
- 1. 1. 3 pkgheader・管理情報
- 1. 1. 4 レイアウト
- 1. 1. 5 使用文字種
- 1. 1. 6 イメージフォーマット
- 1. 1. 7 PDF
- 1. 1. 8 ST. 25
- 1. 1. 9 特許庁システムで扱うXMLについて
- 1. 1. 10 テキスト

1. 2 申請書類

- 1. 2. 1 概要
- 1. 2. 2 様式の変更
- 1. 2. 3 請求の範囲
- 1. 2. 4 明細書
- 1. 2. 5 図面
- 1. 2. 6 要約書
- 1. 2. 7 請求の範囲・明細書・図面・要約書の DTD について
- 1. 2. 8 手続補正書
- 1. 2. 9 特許願の補正
- 1. 2. 10 明細書の補正
- 1. 2. 11 配列表の補正
- 1. 2. 12 審判系書類の補正

1. 3 発送書類

- 1. 3. 1 概要
- 1. 3. 2 特許査定
- 1. 3. 3 拒絶理由通知
- 1. 3. 4 補正指令

- 1. 4 オンライン請求・オンライン閲覧
 - 1. 4. 1 概要
- 1. 5 電子文書のアーカイブ形式とXMLのバージョンについて
 - 1. 5. 1 オンライン出願
 - 1. 5. 2 紙出願
 - 1. 5. 3 オンライン発送
 - 1. 5. 4 オンライン請求
 - 1. 5. 5 オンライン閲覧
 - 1. 5. 6 インターネット電子出願利用登録
 - 1. 5. 7 電子証明書追加更新、電子証明書利用停止
 - 1. 5. 8 申請人情報変更
 - 1. 5. 9 サービスメニュー登録、変更
 - 1. 5. 10 電子現金納付照会
 - 1. 5. 11 予納台帳照会
 - 1. 5. 11-1 銀行口座自動振替照会
 - 1. 5. 11-2 出願情報履歴照会
 - 1. 5. 12 アーカイブ内のファイルについて
 - 1. 5. 13 ファイル名について

1. 共通設計

1. 1 総論

1. 1. 1 国際標準の準拠

現在、WIPOにて各国間における文書の流通性を高め、更に各国の事情にも対応できる柔軟性を持たせたDTDを作成することができる様に、工業所有権文書を構成する項目を規定した標準ELEMENTを国際標準として策定しようとしています。

標準ELEMENTは大きく次の2つに分類されます。

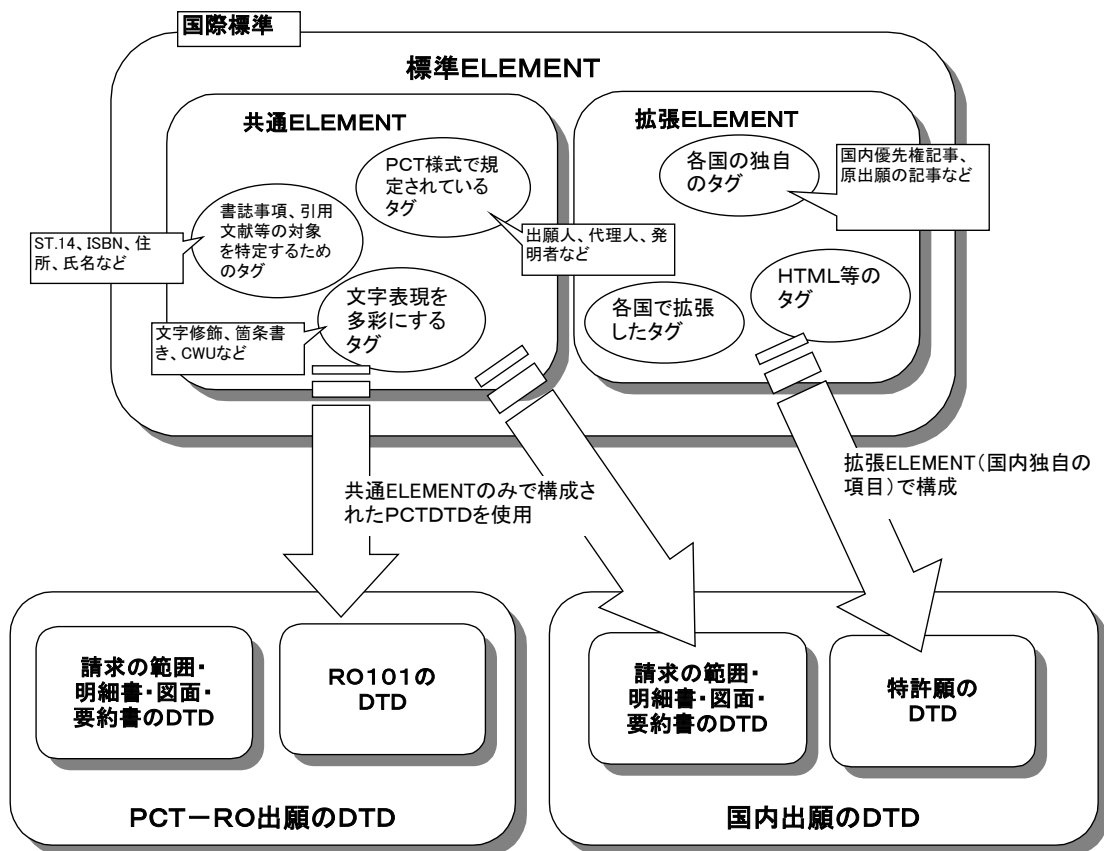
- ・ 共通ELEMENT
PCTまたは各国の指定する全ての様式に共通に利用するELEMENTの集合
- ・ 拡張ELEMENT
各国特許庁で独自に使用するELEMENT、他のマークアップ言語（HTMLなど）のELEMENTなどの集合

日本におけるPCT-RO出願のDTD、国内出願のDTDはこの標準ELEMENTで構成し、国際標準に準拠した形で定義します。

① PCT-RO出願のDTD

PCT-RO出願の場合は、共通ELEMENTのみで構成されたPCTDTDを使用します。

但し、PCTDTDの中には、日本では不要なELEMENT、CWU（数式・化学式・表の表現方法）など技術的（表示・印刷ソフトが未対応）に時期尚早のELEMENTが含まれています。これらのELEMENTについては2003年時点では利用できません。将来、技術的に対応可能となった時点で利用可能になります。



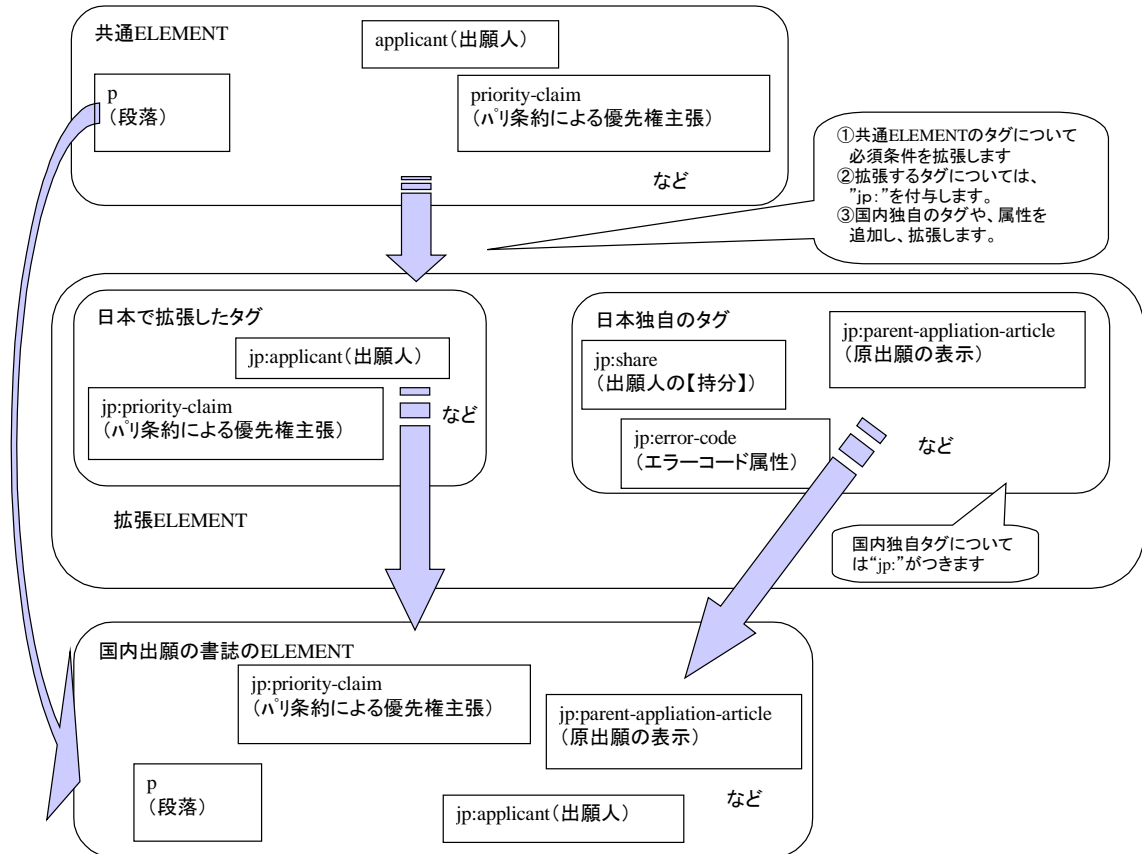
②国内出願のDTD

・書誌のDTD

国内出願の書誌のDTDは、共通ELEMENTと拡張ELEMENTを使用します。

拡張ELEMENTのタグ名には全て“jp:”を付加します。

拡張する理由としては、国内出願の書誌にはPCTDTDには定義されていない国内独自の項目があること（例. 【原出願の表示】など）、PCTDTDに存在するタグであっても、その配下に国内独自の項目・タグ属性を追加する必要があるためです。（例. 出願人タグに【持分】の追加など）



・請求の範囲・明細書・図面・要約書のDTD

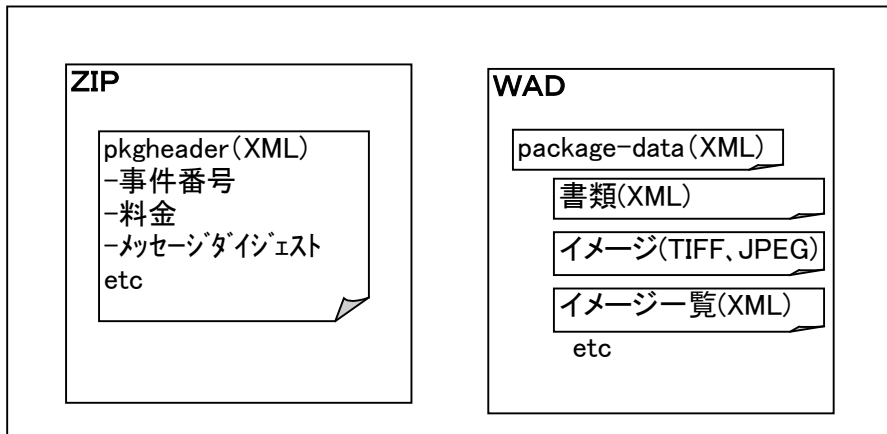
特許願、実用新案登録願、翻訳文提出書、国内書面、国際出願翻訳文提出書、国際出願翻訳文提出書（職権）、日本語国際公開（職権）に添付される請求の範囲、明細書、図面、要約書については、共通ELEMENTで構成されたPCTDTDをそのまま利用します。

1. 1. 2 ファイル構成

出願人・代理人の方が出願時に送信するとき、特許庁から出願人・代理人の方に発送するとき、出願人・代理人の方が閲覧するとき、特許庁内のシステム間で交換するときのファイルは以下の構成になっています。

(1) 出願人・代理人の方が出願時に送信するとき

インターネットによる出願、ISDNによる出願の何れも、PCT技術標準に則ったファイル構成で送信します。(H22年4月からISDN出願ソフトは利用できなくなります。)

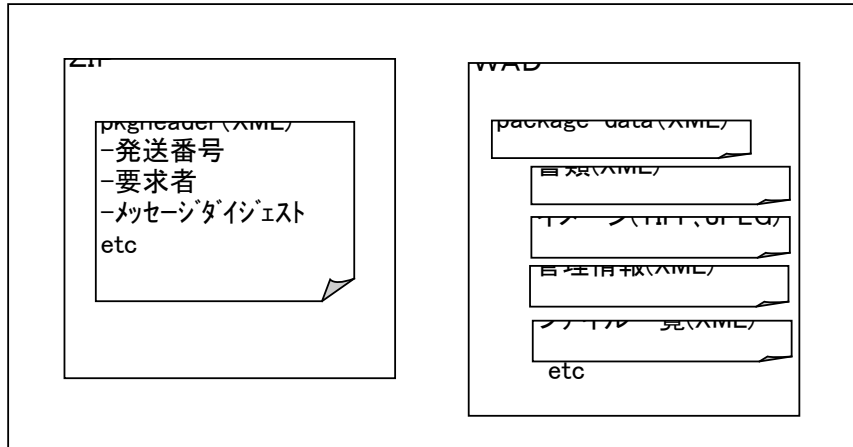


- ZIP : pkgheader (XML) をZIPしたもの
 Pkgheader : 管理情報の役目をするXML。
 事件番号 (出願番号等)、料金情報 (予納台帳番号、料金等)、メッセージダイジェストなどが設定されています。
- WAD : package-data、application-bodyなどのXML、イメージファイルがZIPされたもの (WADは Wrapped application documents の略)
- package-data : WAD内に含まれるXML・ST. 25ファイルの目録情報 (添付されているXMLの種類とそのファイル名がわかります) などが設定されています。
 Package-dataの構造は項番(3)を参照。
- 書類 : 特許願、請明図要のXMLなどです。特許願の場合など、書類のXMLは複数含まれる場合があります。
- イメージ : 各書類に添付されるイメージファイル
- イメージ一覧 : WAD内に含まれるTIFF、JPEG、PDFのファイル名の一覧が設定されています。
 イメージ一覧は、国内出願でのみ添付され、PCTRO出願では添付されません。

(2) 出願人・代理人の方に発送するとき

①インターネットによる発送のとき

PCT技術標準に則ったファイル構成で送信します。



- ZIP : pkgheader (XML) をZIPしたもの
 Pkgheader : 通信上の管理情報の役目をするXML。
 送信番号、送信要求者の識別番号、メッセージダイジェストなどが設定されています。
- WAD : package-data、送信書類、管理情報、ファイル一覧のXML、イメージファイルがZIPされたもの (WADは Wrapped application documents の略)
- package-data : WAD内に含まれるXMLファイルの目録情報 (添付されているXMLの種類とそのファイル名がわかります) などが設定されています。
 Package-dataの構造は項番(3)を参照。
- 書類 : 送信書類のXML
 イメージ : 送信書類に添付されているイメージファイル
 管理情報 : 送信書類の管理情報
 ファイル一覧 : WAD内に含まれるXML、イメージのファイル名の一覧が設定されています。

② ISDNによる発送のとき

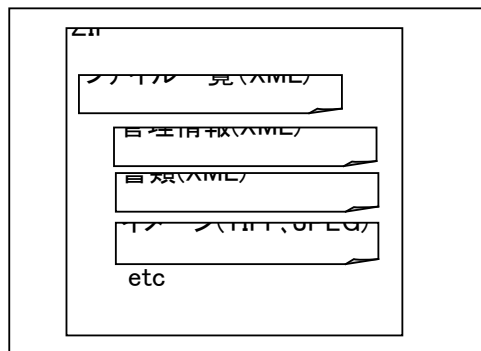
(H22年4月からISDN出願ソフトは利用できなくなります。)

ISDNによる発送のときは、次のかたちで交換します。

なお、項番①の形式との違いは、

- ・全てのファイルが一纏めにZIPされること
- ・pkgheaderはないこと
- ・package-dataとイメージ一覧がファイル一覧になること

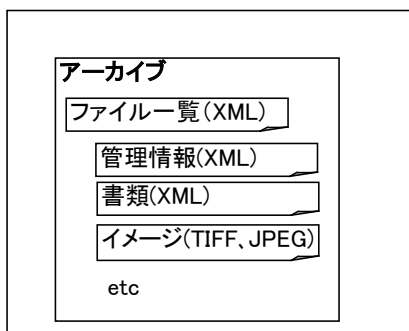
です。



ZIP : XML、イメージがZIPされています。

ファイル一覧：ZIP内にアーカイブされているXML、イメージのファイル名の一覧が設定されています。
 管理情報：発送書類の管理情報
 書類：発送書類のXML
 イメージ：発送書類に添付されているイメージファイル

- (3) 出願人・代理人の方が閲覧するとき、特許庁内のシステム間で交換するとき
 オンライン閲覧、特許庁内のシステム間では、次のかたちで交換します。



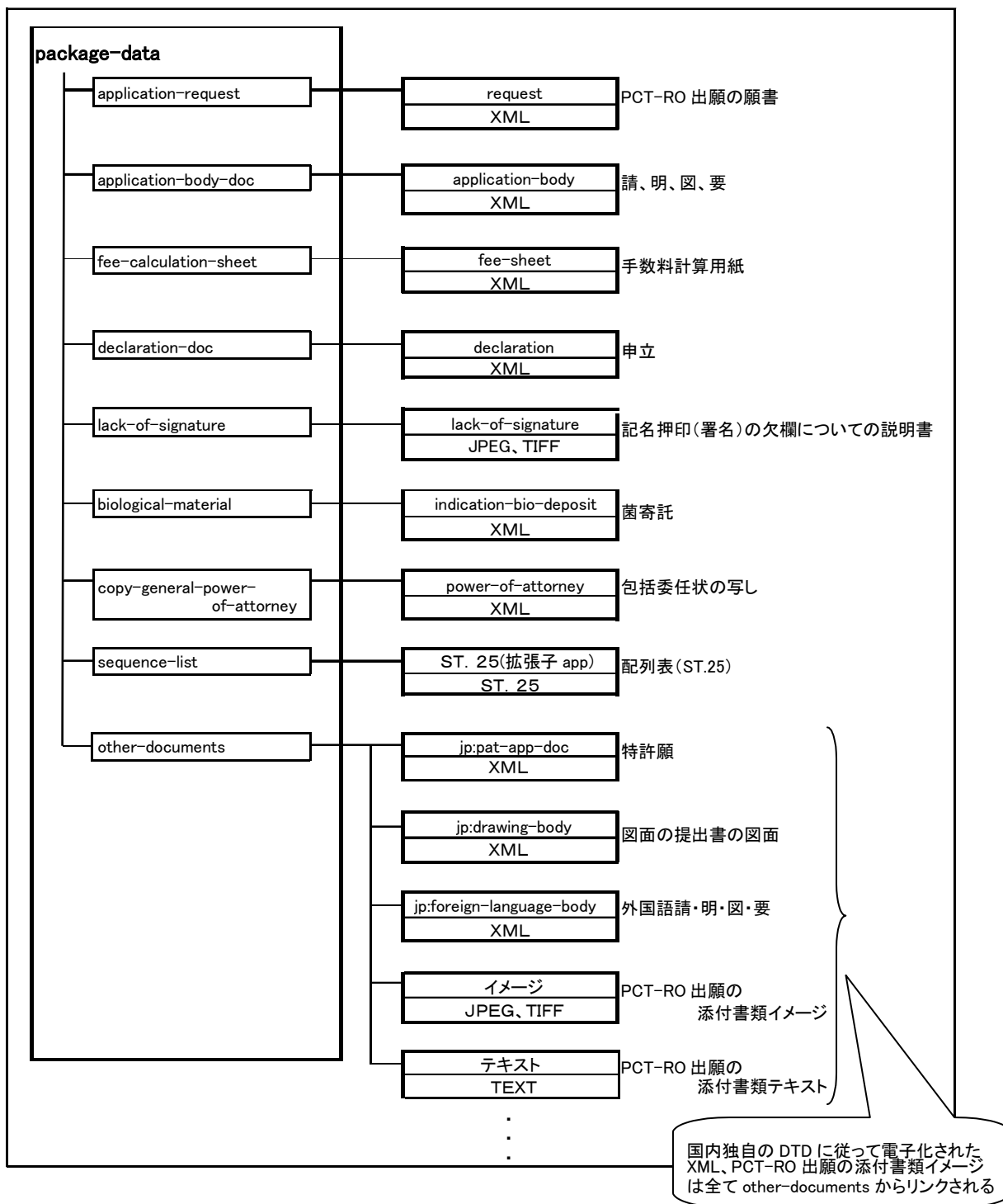
アーカイブ：オンライン閲覧の場合は、XMLなどをZIPします。特許庁内で交換するときは、各システム間の取り決めに従ってアーカイブします。
 ファイル一覧：アーカイブ内のXML、イメージ、ST. 25、PDFのファイル名の一覧が設定されています。
 管理情報：庁内の各システムが書類XMLを処理するために必要な情報が設定されています。（例. 事件番号、料金情報、申請人確認情報など）
 書類：特許願、請明図要のXMLなどです。特許願の場合など、書類のXMLは複数含まれる場合があります
 イメージ：各書類に添付されるイメージファイル

なお、将来オンライン閲覧についてのファイル構成がPCT技術標準で定められたら、出願人・代理人の方にはPCT技術標準で定められた形式で送信することになります。その場合も、庁内システム間では上記の形式のまま交換し、出願人・代理人の方に送信する前にPCT技術標準で定められた形式に変換することで対応することになります。

(4) package-data内の構造

オンライン出願でPCT出願ソフトから受付サーバに送信されるWADの中では、各XMLファイルはpackage-data (XML) からリンクされています。

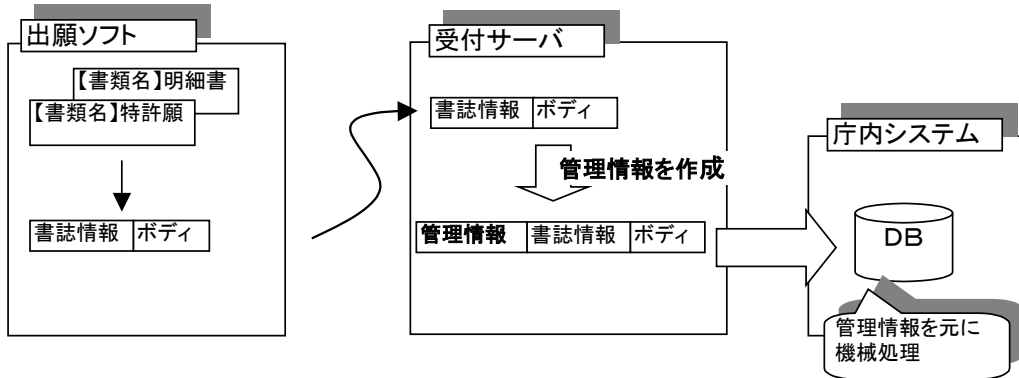
PCTDTDをそのまま利用するrequest (PCT-R0の願書)、application-body (請・明・図・要)などは、それぞれ個別に定義されているタグ (requestの場合はapplication-request、application-bodyの場合はapplication-body-docといったように) からリンクされますが、国内独自のDTDを利用して電子化されたXMLは全てother-documentsからリンクされます。



1. 1. 3 pkgheader・管理情報

(1) 申請書類について

現行のXフォーマットでは、出願ソフトから受信したデータに受付サーバで管理情報を付加して、後続システムの機械処理に利用しています。

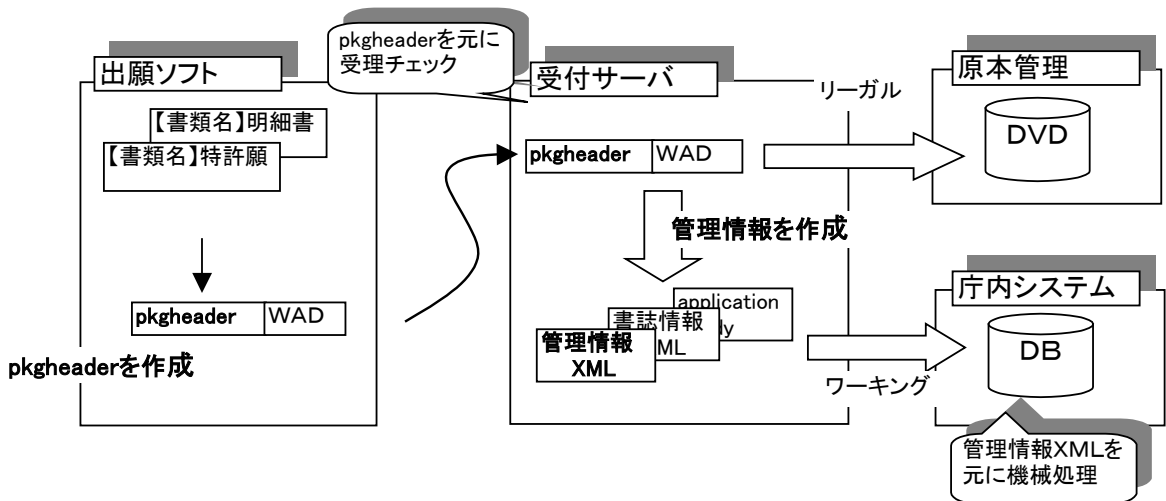


2003年7月からは、

出願ソフトで、pkgheaderを作成、

受付サーバで、受信したpkgheaderから管理情報XMLを作成し後続システムに送信し、機械処理に利用します。

pkgheaderには、申請する際に必要な情報（事件番号、料金情報、メッセージダイジェストなど）が設定されており、受付サーバでの受理チェックに利用されます。また、管理情報XMLには、従来のXフォーマットの管理情報相当の情報（事件番号、料金情報、申請人確認情報など）が設定されており、これまで通りの庁内処理が可能になっています。



pkgheader、管理情報XMLの何れについても系統的に扱いやすいようにタグ内のデータはコード化して設定されています。

それぞれの例を次に示します。

例 1) pkgheader の例

```

<pkgheader lang="ja" dtd-version="1.0" date-produced="20030701">
  <wad-message-digest>203982130fba38af...74af44</wad-message-digest>
  <transmittal-info>
    <new-application>
      <to>
        <country>JP</country>
      </to>
    </new-application>
  </transmittal-info>
  <application-software>
    <software-name>software-name</software-name>
    <software-version>0301</software-version>
    <software-message>0</software-message>
  </application-software>
  <payment>
    <fee fee-code="3" amount="14000" currency="yen" />
  </payment>
  ...
</pkgheader>

```

pkgheaderには、受付サーバでの受取チェックに必要な情報がコードして、設定されています。

例 2) 申請書類の管理情報XML の例

```

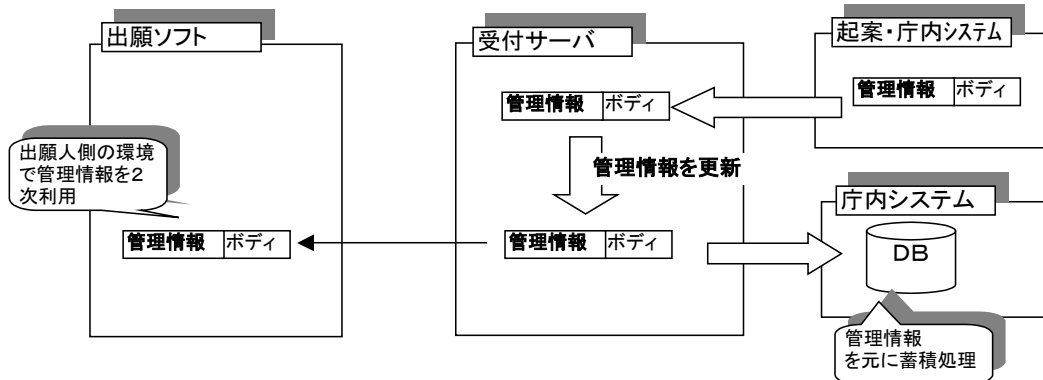
<jp:m-mi-acc-doc lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
  <jp:m-documents-classification-code>a163</jp:m-documents-classification-code>
  <jp:m-law>1</jp:m-law>
  <jp:m-application-number>2003012345</jp:m-application-number>
  <jp:m-filing-time>102533</jp:m-filing-time>
  <jp:m-receipt-number>50300100101</jp:m-receipt-number>
  <jp:m-receipt-date>20030201</jp:m-receipt-date>
  <jp:m-submission-date>20030201</jp:m-submission-date>
  <jp:m-acceptance-form>005</jp:m-acceptance-form>
  <jp:m-soft-opposition-article>
    <jp:m-application-software-version>0301</jp:m-application-software-version>
    <jp:m-formality-check-result>0</jp:m-formality-check-result>
    <jp:m-color-binary-flag>1</jp:m-color-binary-flag>
  ...
  </jp:m-soft-opposition-article>
</jp:m-mi-acc-doc>

```

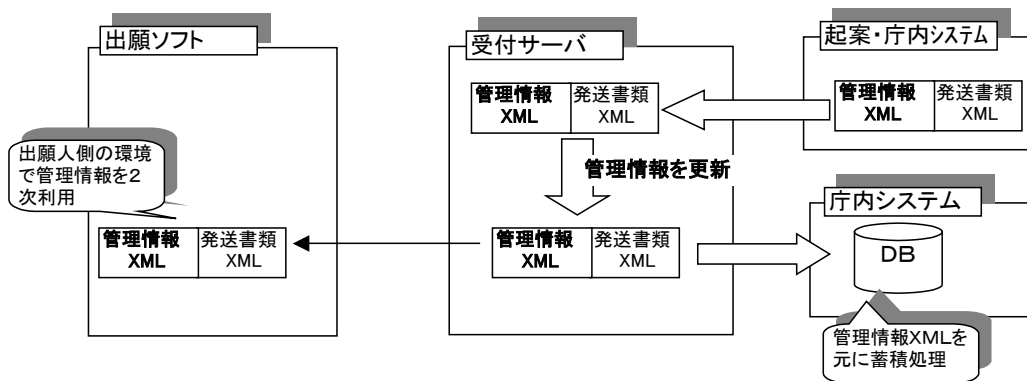
管理情報XMLには、庁内システムの機械処理に必要な情報がコード化して設定されています。

(2) 発送書類について

現行のYフォーマットでは、起案・庁内システムで管理情報を作成後、発送システムにて管理情報を更新（発送日など）して出願ソフトにオンライン発送し、原本への蓄積を行っています。



XML化以降は、管理情報は管理情報XMLとなります。管理情報XMLには従来の管理情報相当の情報が設定されており、庁内システムでの処理、出願人側環境での2次利用を従来通り行うことが可能です。



管理情報XMLの内容は系統的に扱いやすいようにコード化されています。管理情報XMLの例を以下に示します。

```

<jp:m-mi-notice-doc lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
  <jp:m-dispatch-management-article>
    <jp:m-documents-classification-code>A101</jp:m-documents-classification-code>
    <jp:m-law>1</jp:m-law>
    <jp:m-application-number>1999123456</jp:m-application-number>
    <jp:m-dispatch-number>6199123456</jp:m-dispatch-number>
    <jp:m-dispatch-data>20030115</jp:m-dispatch-data>
    <jp:m-dispatch-time>150900</jp:m-dispatch-time>
    <jp:m-arrival-date>20030117</jp:m-arrival-date>
    <jp:m-arrival-time>131000</jp:m-arrival-time>
  </jp:m-dispatch-management-article>
  <jp:m-domestic-office-doc-mng-arti>
    <jp:m-form-division>003</jp:m-form-division>
    <jp:m-advice-document-group>
      <jp:m-advice-document-number>01</jp:m-advice-document-number>
    </jp:m-advice-document-group>
    <jp:m-division-code>4F00</jp:m-division-code>
    <jp:m-examination-artivle>
      <jp:m-date>20030111</jp:m-date>
      <jp:m-staff-code>1234</jp:m-staff-code>
    </jp:m-examination-artivle>
    ...
  </jp:m-domestic-office-doc-mng-arti>
</jp:m-mi-notice-doc>

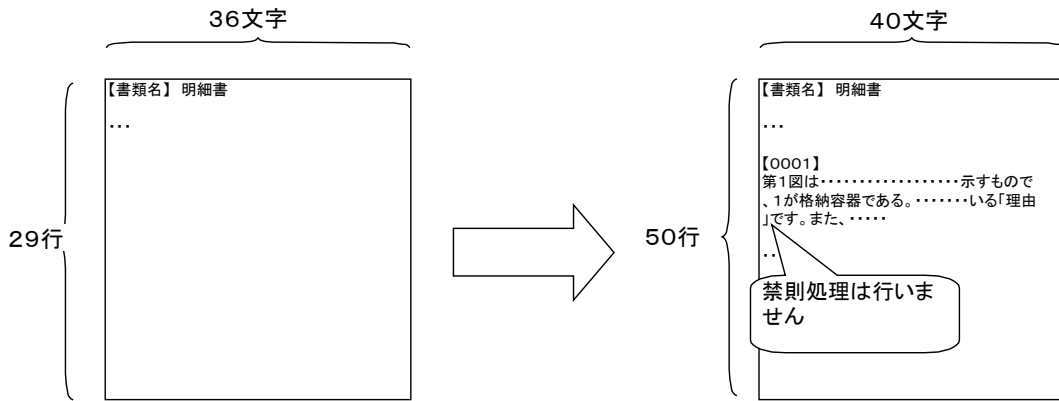
```

1. 1. 4 レイアウト

①申請書類

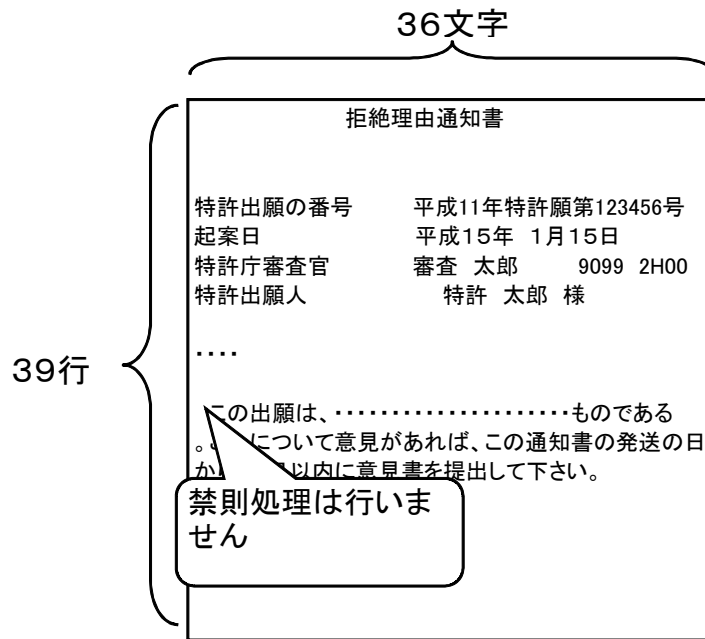
出願と公報のレイアウトを一致させるため、現行の36文字×29行文字から40文字×50行（一般にワープロを使用して文書を作成するときのレイアウトに相当する行数・文字数）に変更になります。

また、公報自動編集の実現、庁内庁外で同一のレイアウトを実現するために、禁則処理については現行と同様行いません。



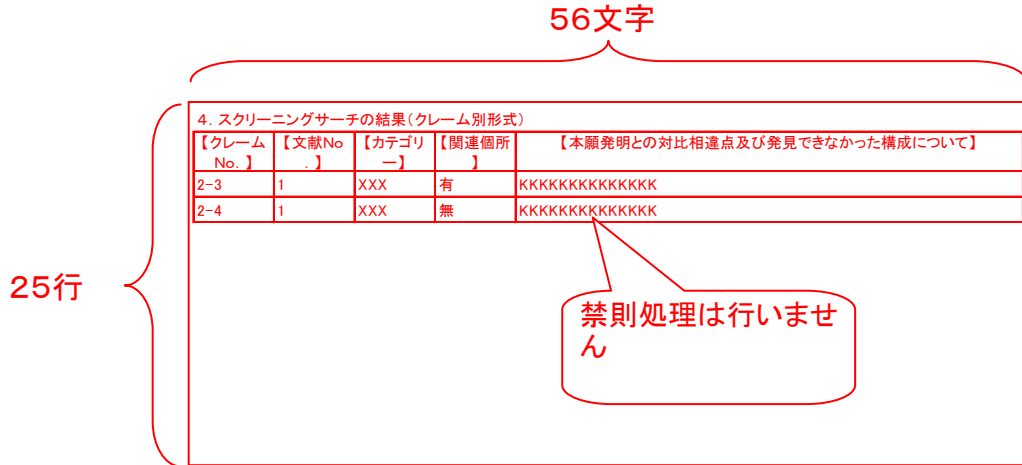
②発送書類、庁内書類

2003年のXML化以降においても現行の36文字×39行のままです。発送書類、庁内書類についても禁則処理は現行と同様行いません。



③ 庁内書類（表形式の検索報告書）

表形式の検索報告書ではA4縦とA4横のレイアウトを使用します。A4縦の場合、②と同様、36文字×39行とします。A4横の場合、56文字×25行とします。表形式の検索報告書についても①、②と同様、禁則処理は行いません。<A4横の場合>



1. 1. 5 使用文字種

使用可能な文字はJIS X 0201-1976、JIS X 0208-1997の範囲で、外字は利用できません。現行のXフォーマットで使用可能であった半角カナ文字、丸文字は、使用できなくなります。また、エンコードは申請人のPC環境での利便性を考慮してShift-JISで行います。

| 種別 | 現行 | 新様式 | |
|-------|--|--|---|
| 文字種 | JIS X 0201-1976(1byte) JIS X 0208-1983(2byte) | JIS X 0201-1976(1byte) JIS X 0208-1997(2byte) | |
| | 半角カナ文字 | ○ | × |
| | 丸文字 | ○ | × |
| | 外字 | × | × |
| エンコード | JIS | Shift-JIS | |

改行コードはCR/LF（16進表記で“ODOA”）を使用します。（注1）

また実体参照についてですが、XML規格では「&」、「<」、「>」、「'」、「”」の5つの1バイト文字をそれぞれ &、<、>、'、" という形式で記述するように定義されています。（注2）これに加えて、特許庁システムでは更に半角スペースを表す を追加して使用します。

（参考）変更出願等の業務要件を考慮し、特許・実用新案との統一のため意匠、商標、審判のSGMLの文字種も、2003年7月からXML新様式と同じになります。JIS X 0208-1983とJIS X 0208-1997との違いは下記の漢字2字追加されたことと145文字の微妙な字形変形ではありますが、意匠、商標の出願系システムにおいて不具合は生じません。

凜 （区点コード 8405 16進JISコード 7425）
 熙 （区点コード 8406 16進JISコード 7426）

| 種別 | 現行 | 2003年7月～ | |
|-------|--|--|---|
| 文字種 | JIS X 0201-1976(1byte) JIS X 0208-1983(2byte) | JIS X 0201-1976(1byte) JIS X 0208-1997(2byte) | |
| | 半角カナ文字 | × | × |
| | 丸文字 | × | × |
| | 外字 | × | × |
| エンコード | JIS | JIS | |

(注1) 改行コードには下記の例外があります。

- ・ PCT-ROシステムで作成したPCTRO出願のファイル一覧XMLには、改行がLF（16進表記で“0A”）で設定されている場合があります。
- ・ 検索報告書のXMLには、改行がLF（16進表記で“0A”）で設定されている場合があります。

(注2) 国内出願のXMLでは、タグ内の文字・属性値において、「&」、「<」、「>」、「'」、「"」の5文字は、&、<、>、'、" で実体参照されます。
PCTRO出願では、「&」、「<」、「>」の3つの文字はいつも実体参照されますが、「'」はそのままの文字で設定され（タグ内・属性値何れも）、「"」は属性値では実体参照されますが、タグ内にはそのままの文字で設定されます。

1. 1. 6 イメージフォーマット

図面には、現行のMMRに加えて新たにJ P E Gも添付することができます。但し、J P E Gは図面代用写真の場合にしか使用できません。

J P E Gはグレースケールのみ利用することができます。

図面の大きさは、「縦255.0mm、横170.0mm」の大きさまで提出できます。

(様式上、図面の大きさは図の見出し(【図1】など)を含めて「縦262.0mm、横170.0mm」となっており、図の見出し(7mm)を除いた大きさが実際の図面(イメージ)と大きさとなります。)

画素密度は現行の200dpi、400dpiに加えて300dpiも利用できるようになります。

| | | 現行 | 新様式 |
|---------------------|--------|------------------|--|
| イメージの形式 | | MMRのみ | ・TIFF(MMR) ・JPEG (JPEGはグレースケールのみ使用できます。 図面代用写真の場合のみJPEGを添付することができます。) |
| 画素密度 | | 200dpi 400dpi | 200dpi 300dpi 400dpi (画素密度は縦横一致している必要があります) |
| 図の最大の大きさ | | 横150mm 縦245mm | 横170.0mm 縦255.0mm |
| dot数(縦×横) 単位:dot | 200dpi | — | 200dpiの場合 横1338ドット 縦2007ドット |
| | 300dpi | — | 300dpiの場合 横2007ドット 縦3011ドット |
| | 400dpi | — | 400dpiの場合 横2677ドット 縦4015ドット |

なお、発送書類、庁内書類に添付する図形についても、上記規約に従ったイメージファイルを使用します。

登録原簿のイメージ(原簿フォーマットのXMLに添付されるイメージ)に関するイメージの形式、画素密度、図の最大の大きさ、dot数は以下の通りです。

(1) 出願ソフトに送信するときのイメージ
上記規約通り

(2) 庁内のオンライン閲覧システムで印刷するときのイメージ

- ・イメージの形式 T I F F (M M R)
- ・画素密度 制限なし
- ・図の最大の大きさ A 4 以内

(但し、印刷時のプリンタマージンを考慮し、イメージ切れの発生しない大きさとする)

- ・dot数 制限なし

JPEG、TIFFは次の規約に従って電子化してください。

1. JPEGの規約

以下の規約に準拠したJPEGであること。

- (1) JPEGのアルゴリズムは、ISO/IEC 10918-1によって規定されるベースラインシステム（必須機能）に従うこと。
- (2) データの交換様式はJFIF (JPEG File Interchange Format) に従うこと。
- (3) プログレッシブDCT形式は不可。（XML紙出力の処理系において未サポートの為）

上記の規約は以下のような内容となる。

- (i) 画面の表現—交換する画像の色空間、画素精度などに関連する規定
 - 画素精度 (8ビット/画素)
 - 色の表現 (グレースケール)
- (ii) アルゴリズム—交換する画像の符号化圧縮形式に関連する規定
 - 圧縮形式 (非可逆符号化 (DCT方式))
 - 符号化処理 (ベースライン・シーケンシャル処理)
 - 操作モード (シーケンシャル・モード)
 - エントロピー符号化 (ハイフマン符号化)
- (iii) データ交換—交換する圧縮イメージデータの構造に関連する規定
 - データ構造 (交換様式 JFIF)

(参照規格)

10918-1 Digital Compression and Coding of Continuous-tone Still Image Part1
Requirements and guidelines (JPEG ISO/IEC 10918-1)
JPEG File Interchange Format Version 1.02 (C-Cube Microsystems)

2. TIFFの規約

以下の規約に準拠したTIFFであること。

- (1) TIFFのアルゴリズムは、TIFF revision 6の規定に従うこと。
- (2) 一つのTIFFファイルに一つのイメージしか格納されていないこと。
- (3) データの圧縮形式はファクシミリ互換のCCITT Group 4に従うこと。
- (4) バイトオーダーはインテル交換バイトオーダー ("II") であること。
- (5) シングルストリップであること。
- (6) IFD内の必須フィールドとして以下のものが設定されていること。

| NO | フィールド名 | 説明 |
|----|---------------------------|--------------------------|
| 1 | ImageWidth | X(水平)方向のピクセル数 |
| 2 | ImageLength | Y(垂直)方向のピクセル数 |
| 3 | Compression | データ圧縮型指定 |
| 4 | PhotometricInterpretation | 色空間指定 |
| 5 | StripOffsets | イメージデータへのポインタ |
| 6 | RowsPerStrip | 1ストリップの行数 (=ImageLength) |
| 7 | StripByteCounts | イメージデータのバイト数 |
| 8 | X_Resolution | X(水平)方向の画像解像度 |
| 9 | Y_Resolution | Y(垂直)方向の画像解像度 |
| 10 | ResolutionUnit | 解像度単位指定 (inch) |

(参照規格)

Aldus Corporation Developer's Desk. TIFF Revision 6.0

1. 1. 7 PDF

新様式では外国語明細書をPDFで提出することができます。また、刊行物等提出書の添付書類をPDFで提出することができます。

謄本に注意書を添付する場合にも使用されます。注意書はPDFで作成されます。

PDFはバージョン1. 2、1. 3、1. 4のいずれかで作成してください。

推奨するPDF

- (1) AdobeのAcrobatバージョン3と互換があること
- (2) テキストが圧縮されていないこと
- (3) テキストが暗号化されていないこと
- (4) 電子署名を付さないこと
- (5) OLEオブジェクトを埋め込まないこと
- (6) 全てのフォントが埋め込まれているか、規格PS 17に従っているか、AdobeのMultipleMasterのフォントから作られていること

1. 1. 8 ST. 25

配列表については、現行通りWIPO標準であるST. 25の形式で提出することができます。

1. 1. 9 特許庁システムで扱うXMLについて

特許庁システムで扱うXMLは、W3C勧告の「XML 1. 0仕様書 (Extensible Markup Language 1.0 1998年2月10日勧告)」に準拠しており、本仕様書内で特に規定されていない事項については、「XML 1. 0仕様書」に則って作成されているものとします。

1. 1. 10 テキスト

PCTRO出願時に、図面中に文字情報が存在した場合、文字情報をテキストファイルに出力し、願書等と一緒に提出することができます。

[補足] 請求の範囲、明細書、図面、要約書に記述する文字について

請求の範囲、明細書、図面、要約書には、JIS X 0201-1976（以下、半角文字）、JIS X 0208-1997（以下、全角文字）の何れの文字も記述できます。

請求の範囲、明細書、図面、要約書に記述された文字は、下記のようにXMLに設定されます。

(1) デリミタ項目

① デリミタ項目に記載された文字

デリミタ項目に記載された文字は、対応するタグに変換されます。対応するタグが存在しない場合は、デリミタ（【、】）を除いて、<heading>タグの内容にそのまま設定されます。（デリミタはXMLには設定しません。表示時はスタイルシートでデリミタを編集します。）

但し、要約書の場合、【要約】、【課題】、【解決手段】、【選択図】はタグの内容として扱われ、要約書の<p>タグの内容にそのままデリミタ付きで設定されます。

② デリミタ項目の連番

デリミタ項目の連番として記載された文字は、対応するタグの属性に半角文字に変換して設定されます。（例え全角文字で記載されても、タグの属性には必ず半角文字で設定されます。）

- 例) ・段落番号の番号（【0001】の0001の部分のこと）は、<p>タグのnum属性に半角文字で設定されます。
- ・【請求項n】、【図n】、【数n】、【化n】、【表n】、【特許文献n】、【非特許文献n】の“n”の部分は、それぞれに対応するタグ(<claim>、<figure>、<figref>、<maths>、<chemistry>、<tables>、<patcit>、<nplcit>)のnum属性に半角文字で設定されます。
 - ・【実施例n】のnは、<mode-for-invention>タグのmode-num属性に半角文字で設定されます。

(2) デリミタ項目の内容

① 【書類名】の場合

【書類名】の内容に記載された文字は、【書類名】のデリミタ項目とともにタグに変換されます。

- 例) 【書類名】特許請求の範囲 → <claims>
 【書類名】明細書 → <description>
 【書類名】図面 → <drawings>
 【書類名】要約書 → <abstract>

② 【書類名】以外の場合

【書類名】以外のデリミタ項目の内容として記述された文字は、デリミタ項目に対応するタグの内容にそのまま設定されます。（全角文字、半角文字何れもそのままタグの内容に設定されます。）

1. 2 申請書類

1. 2. 1 概要

(1) 基本的な考え方

特実XML化に伴い、主に以下の変更が行われます。（詳細は1. 2. 2以降を参照）

①特許願について

①-1 平成15年7月の変更

- ・現在【その他】欄に記載されている事項について新たに記載欄を設け、
【国等の委託研究の成果に係る記載事項】
【持分の割合】
が追加になります。
- ・意商審判ペーパーレス化の際、特実について追って対応するとして
出願人代理人欄の【ファクシミリ番号】
出願人欄の【日本における営業所】
出願人欄の【法人の法的性質】
が追加になります。
また、原出願の表示欄の【出願日又は手続補正書提出日】が【出願日】に変更になります。
- ・外部からの要望等に応え、
原出願の表示欄に【国際出願番号】、【出願の区分】
が追加になります。

①-2 平成17年度の変更

- ・料金の支払い方法として新たに、電子現金納付ができるようになります。
電子現金納付の場合は、【手数料の表示】に【納付番号】を記述します。

①-3 平成20年度の変更

- ・料金の支払い方法として新たに、銀行口座自動振替ができるようになります。
銀行口座自動振替の場合は、【手数料の表示】に【振替番号】を記述します。
- ・優先権書類の取得方法として新たに、優先権デジタルアクセスサービス（DAS）が利用できるようになります。
優先権デジタルアクセスサービス（DAS）を利用する場合は、【パリ条約による優先権等の主張】に【優先権証明書提供国（機関）】、【提供国（機関）における出願の番号】を記述します。

①-4 平成24年度の変更

- ・優先権デジタルアクセスサービス（DAS）を利用する際の手続きが変更されます。
【パリ条約による優先権等の主張】に【出願の区分】と【アクセスコード】を記述します。

②請求の範囲について

- ・PCT標準に従って、請求の範囲が明細書から別書類として独立します。
書類名は「特許請求の範囲」「実用新案登録請求の範囲」、また外国語出願の場合は「外国語特許請求の範囲」になります。

③明細書について

- ・ P C T 標準に従って、記載項目が変更になります。
- ・ P C T 標準に従って、段落番号の記述の仕方が変更になります。
- ・ 文字修飾について、下線、字上げ、字下げのみとなります。現行使用できる横倍角は使用できなくなります。
- ・ 出願人の方の利便性向上のため、外国語明細書などは現行のテキストでの提出、イメージ（TIFF）での提出に加えて、PDFでも提出できるようになります。

④図面について

- ・ P C T 標準に従って、図面の大きさが最大縦255.0mm×横170.0mmまで提出できるようになります。
- ・ また、図面代用写真についてJPEGによる提出ができるようになります。

⑤手続補正書について

- ・ 補正の記事の記述の仕方は現行とおり変更ありません。
- ・ 請求の範囲、明細書、図面、要約書を補正するときは、新様式は新様式の補正の単位で、旧様式は旧様式の補正の単位で行います。

(2) 申請書類の流れ

① オンライン出願の場合

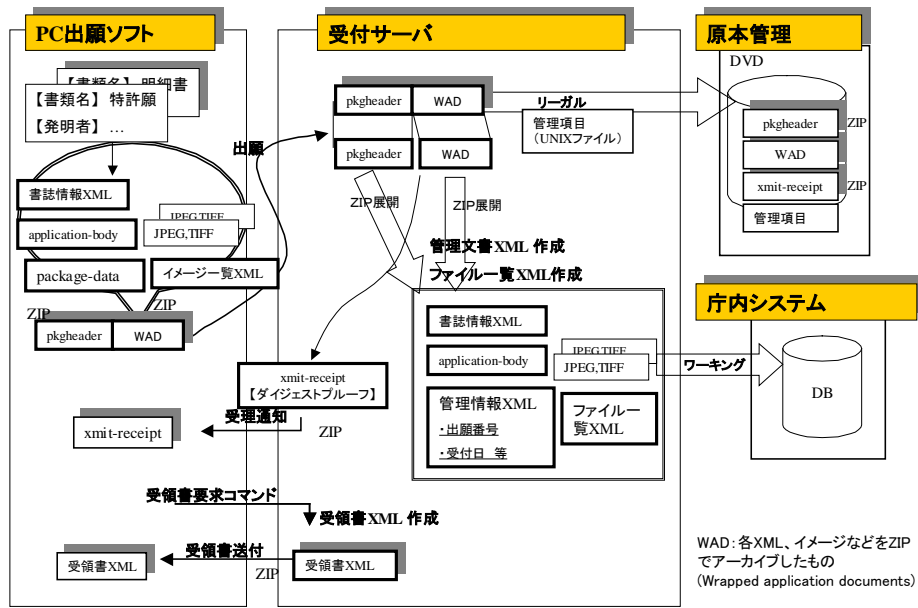
PC出願ソフトは出願人が作成した書類データを元に受付サーバへ送信する電子文書（PCT技術標準に準拠した形式）を作成します。

受付サーバでは、PC出願ソフトから送信された電子文書をそのまま原本管理（DVD）に蓄積すると同時に、特許庁内システムでの交換形式に変換して庁内システムに送信します。送信されたデータは、ワーキングドキュメントとしてXML書類管理システムのDBに蓄積されます。

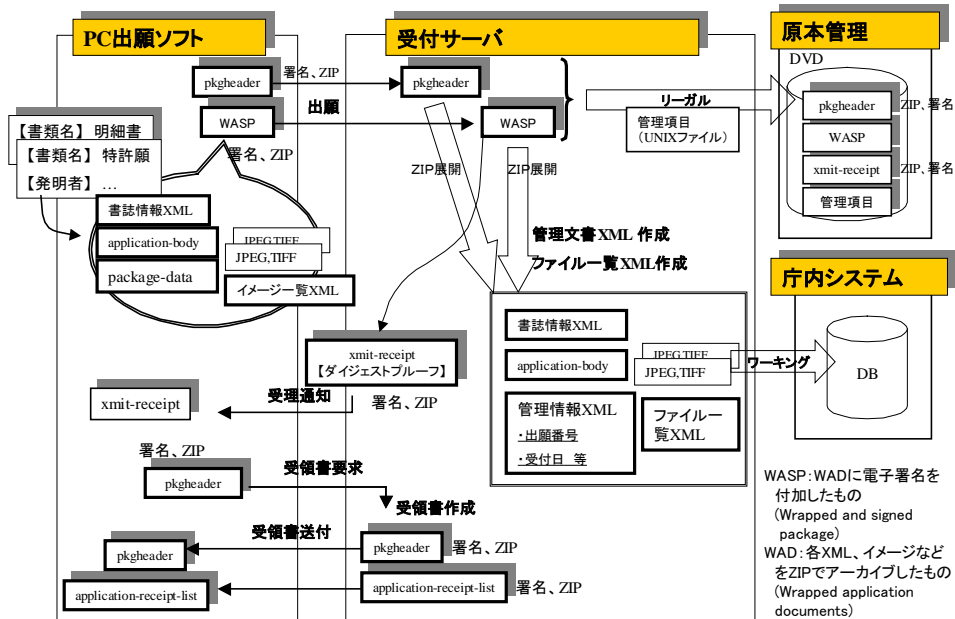
PC出願ソフトには、受理通知としてxmit-receiptが送信されます。

また、受付システムはPC出願ソフトから受領書の要求を受けると、受領書XMLを応答します。

XMLによる国内出願 ISDN



XMLによる国内出願 インターネット

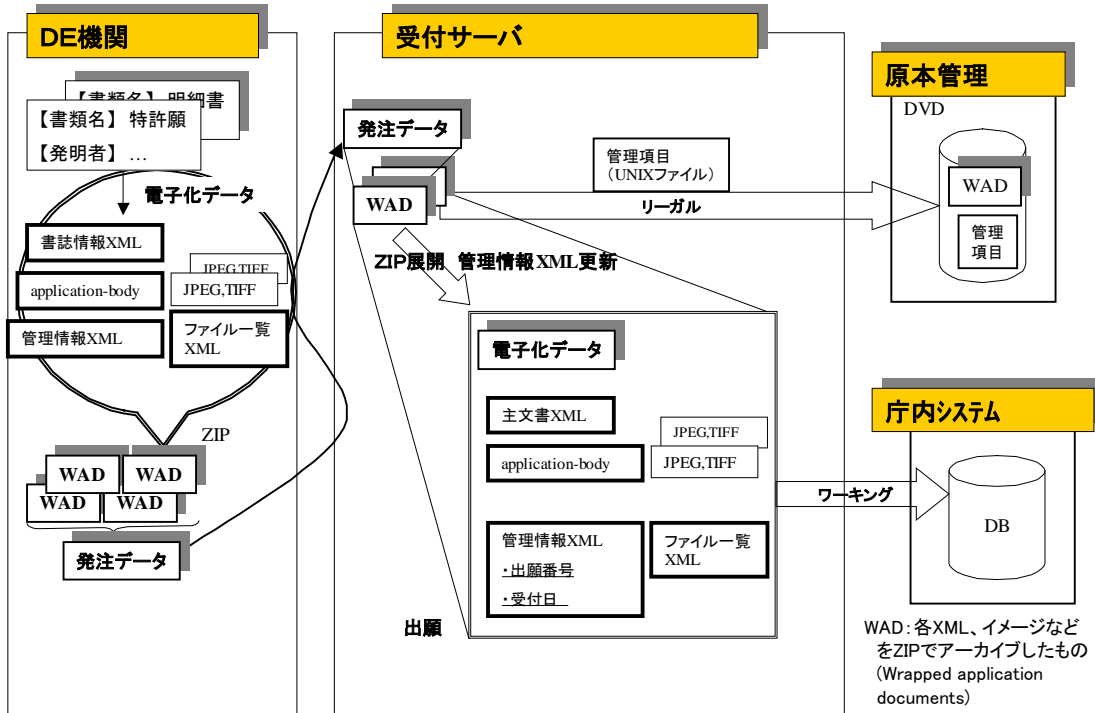


②紙出願の場合

DE機関では、紙出願された書面をもとにXML、イメージファイル等を作成し、特許庁内で交換する形式で発注データを作成します。

受付サーバでは、発注データをそのまま原本管理（DVD）に蓄積すると同時に、管理情報を更新して庁内システムに送信します。送信されたデータはワークドキュメントとしてXML書類管理のDBに蓄積されます。

XMLによる国内出願 紙出願



(3) 表示について

①並び替えについて

特許願のXMLのDTDは標準ELEMENTの共通ELEMENT（PCT様式と共通の項目）と拡張ELEMENT（国内独自の項目）からなります。共通ELEMENTを使用している項目はPCT様式と国内様式で順序が異なるため、発明者・申請者・出願人・代理人・手数料の表示などの項目はタグの順序を入れ替えて表示します。

②コード変換について

特許願の各タグの内容は自動方式完、出願書類蓄積時の出願マスタ作成等の処理を効率よく行うためにコード化して設定されています。表示するときには、コードを表示の形式に変換して編集します。

日付、出願番号などはXML内ではコード化されて設定されているので、変換して表示します。

特記事項は条文コードをタグの内容に設定します

日付などは西暦でタグの内容に設定されます。

出願番号については、application-referenceの属性に四法、doc-numberの内容に番号が設定されます。

発明者の住所又は居所と氏名はXMLに設定されている順序を入れ替えて表示します

```

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8" standalone="no" ?>
<pat-app-doc lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
  <application-a63 jp:kind-of-law="patent">
    <document-code>A163</document-code>
    <file-reference-id>P000003-02</file-reference-id>
    <special-mention-matter-article>
      <article>040</article>
    </special-mention-matter-article>
    <submission-date>
      <date>200010</date>
    </submission-date>
    <addressed-to-person>特許庁長官</addressed-to-person>
    <parent-application-article>
      <application-reference jptype="application" kind-of-law="patent">
        <document-id>
          <doc-number>20001234</doc-number>
        </document-id>
      </application-reference>
    </parent-application-article>
    <inventors>
      <inventor>
        <addressbook>
          <name>発明 一郎</name>
          <address>
            <text>神奈川県横須賀市武1丁目2番地</text>
          </address>
        </addressbook>
      </inventor>
    </inventors>
  </application-a63>
</pat-app-doc>
  
```

紙出願の場合で出願人の方に誤記があった場合、データエントリではその項目については、コード化せずに、記述した内容をそのままタグの内容に設定します。このとき、そのタグの属性にエラーコードを設定します。

これにより、出願人の方が記述した内容をそのまま庁内でも表示でき、職権訂正を容易に行うことができるようになります。

なおエラーコードを確認し、コード変換処理を行わずにそのまま表示するようにスタイルシートを記述できますので処理時に問題は発生いたしません。

出願人の誤記はそのままの状態タグの内容に設定されます。このときタグの属性にエラーコードが設定されます。

```

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8" standalone="no" ?>
<pat-app-doc lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
  <application-a63 jp:kind-of-law="patent">
    <document-code>A163</document-code>
    <file-reference-id>P000003-02</file-reference-id>
    <special-mention-matter-article>
      <article>040</article>
    </special-mention-matter-article>
    <submission-date>
      <date jp:error-code="040">平成15年13月 1日</date>
    </submission-date>
    <addressed-to-person>特許庁長官</addressed-to-person>
  </application-a63>
</pat-app-doc>
  
```

1. 2. 2 様式の変更

(1) 様式の変更について

・平成15年7月の変更

以下の項目が新たに特許願記載項目として追加されます。

- ①【国等の委託研究の成果に係る記載事項】
- ②【持分の割合】
- ③出願人、代理人欄に【ファクシミリ番号】
- ④出願人欄に【日本における営業所】
- ⑤出願人欄に【法人の法的性質】
- ⑥原出願の表示欄に【国際出願番号】、【出願の区分】

また、原出願の表示の【出願日又は手続補正書提出日】は【出願日】に項目名が変更になります。

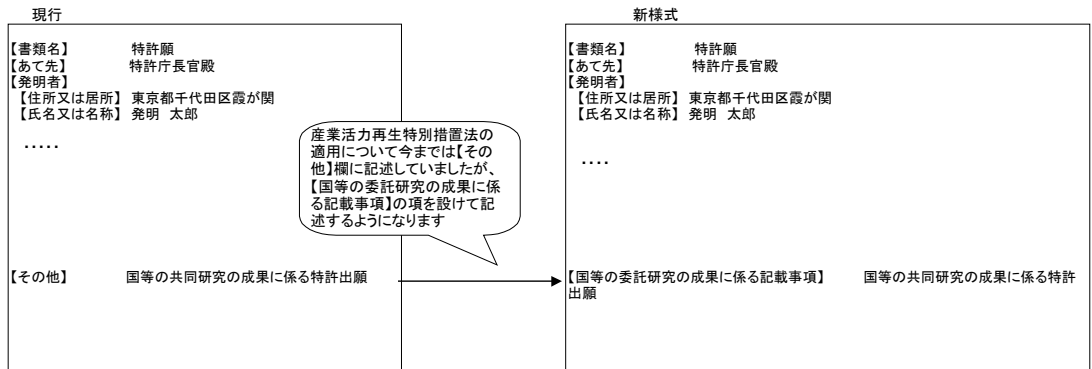
・平成17年度の変更

以下の項目が新たに特許願記載項目として追加されます。

- ⑦手数料の表示に【納付番号】

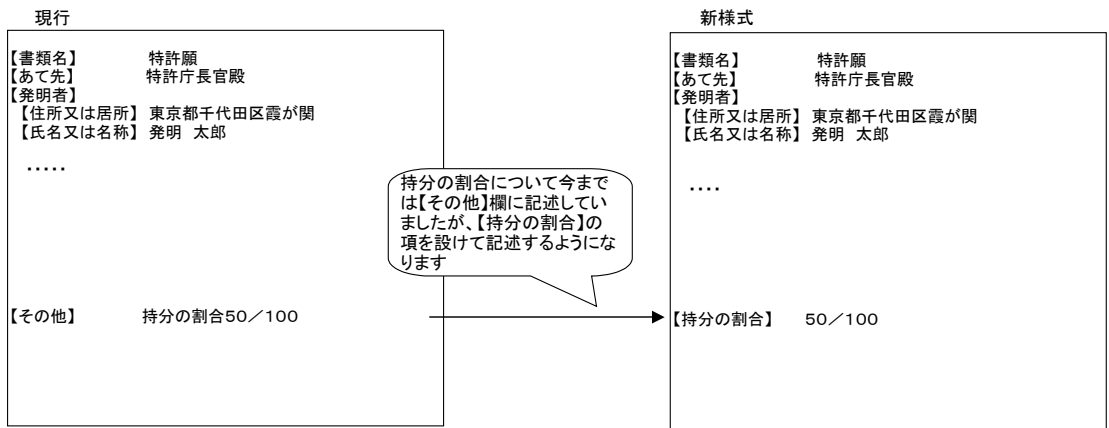
①【国等の委託研究の成果に係る記載事項】

現行は、産業再生法に関して【その他】欄に記述していましたが、新様式では、新たに追加される【国等の委託研究の成果に係る記載事項】に記述します。



②【持分の割合】

現行【その他】欄に記載していた持分の割合を新規項目に記述するようになります。



③ 【ファクシミリ番号】

【特許出願人】、【代理人】、【選任した代理人】の欄に【ファクシミリ番号】を記述することができるようになります。

④ 【日本における営業所】

【特許出願人】の欄に【日本における営業所】を記述することができるようになります。

⑤ 【法人の法的性質】

現行【その他】欄に記載していた法人の法的性質を【特許出願人】の欄に記述することができるようになります。

| 現行 | | 新様式 | |
|----------|------------------------|-------------|------------------|
| 【書類名】 | 特許願 | 【書類名】 | 特許願 |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 | 【あて先】 | 特許庁長官殿 |
| 【発明者】 | | 【発明者】 | |
| 【住所又は居所】 | 東京都千代田区霞が関 | 【住所又は居所】 | 東京都千代田区霞が関 |
| 【氏名又は名称】 | 発明 太郎 | 【氏名又は名称】 | 発明 太郎 |
| 【特許出願人】 | | 【特許出願人】 | |
| 【識別番号】 | 012345678 | 【識別番号】 | 012345678 |
| 【氏名又は名称】 | 特許株式会社 | 【氏名又は名称】 | 特許株式会社 |
| 【電話番号】 | 03-1234-5678 | 【日本における営業所】 | 東京都千代田区霞が関 |
| | | 【法人の法的性質】 | アメリカ合衆国の法律に基づく法人 |
| 【その他】 | 特許出願人はアメリカ合衆国の法律に基づく法人 | 【電話番号】 | 03-1234-5678 |
| | | 【ファクシミリ番号】 | 03-1234-5679 |
| | | | |

特許出願人の欄に【電話番号】、【ファクシミリ番号】、【日本における営業所】も記述できるようになります。
【ファクシミリ番号】は【代理人】、【選任した代理人】の欄にも記述できます。

今まで【その他】欄に記載していた法人の法的性質を、出願人の欄に【法人の法的性質】として記述できるようになります。

⑥ 【国際出願番号】

原出願の表示に【国際出願番号】と【出願の区分】を記述することができるようになります。

新様式

| | |
|----------|-------------------|
| 【書類名】 | 特許願 |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 |
| 【原出願の表示】 | |
| 【国際出願番号】 | PCT/US2003/123456 |
| 【出願の区分】 | 特許 |

新たに【国際出願番号】、【出願の区分】を記述できるようになります。

⑦【納付番号】

手数料の表示に【納付番号】が記述できるようになります。【納付番号】は電子現金納付による支払いの場合に記述します。

新様式

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 【書類名】 | 特許願 |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 |
| 【発明者】 | |
| 【住所又は居所】 | 東京都千代田区霞が関1丁目 |
| 【氏名】 | 発明 太郎 |
| ... | |
| 【手数料の表示】 | |
| 【納付番号】 | 1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2 - 3 4 5 6 |

手数料の表示に【納付番号】が記述できるようになります。【納付番号】は電子現金納付による支払いの場合に記述します。

・平成20年度の変更

⑧【振替番号】

【手数料の表示】に【振替番号】が記述できるようになります。【振替番号】は銀行口座自動振替による支払いの場合に記述します。

新様式

| | |
|----------|-----------------|
| 【書類名】 | 特許願 |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 |
| 【発明者】 | |
| 【住所又は居所】 | 東京都千代田区霞が関1丁目 |
| 【氏名】 | 発明 太郎 |
| ... | |
| 【手数料の表示】 | |
| 【振替番号】 | 1 2 3 4 5 6 7 8 |

手数料の表示に【振替番号】が記述できるようになります。【振替番号】は銀行口座自動振替による支払いの場合に記述します。

⑨【優先権証明書提供国（機関）】、【提供国（機関）における出願の番号】

【パリ条約による優先権等の主張】に【優先権証明書提供国（機関）】、【提供国（機関）における出願の番号】が記述できるようになります。【優先権証明書提供国（機関）】、【提供国（機関）における出願の番号】は、優先権デジタルアクセスサービス（DAS）を利用して優先権書類を取得する場合に記述します。

新様式

| | |
|--------------------|---------------|
| 【書類名】 | 特許願 |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 |
| ... | |
| 【パリ条約による優先権等の主張】 | |
| 【国名】 | フィリピン |
| 【出願日】 | 2007年12月30日 |
| 【出願番号】 | 1-2007-001218 |
| 【優先権証明書提供国（機関）】 | アメリカ合衆国 |
| 【提供国（機関）における出願の番号】 | 10/835, 508 |

新たに【優先権証明書提供国（機関）】、【提供国（機関）における出願の番号】を記述することができるようになります。

・平成24年度の変更

⑩【出願の区分】、【アクセスコード】

【パリ条約による優先権等の主張】に【出願の区分】と【アクセスコード】が記述できるようになります。【出願の区分】と【アクセスコード】は、優先権デジタルアクセスサービス（DAS）を利用して優先権書類を取得する場合に記述します。

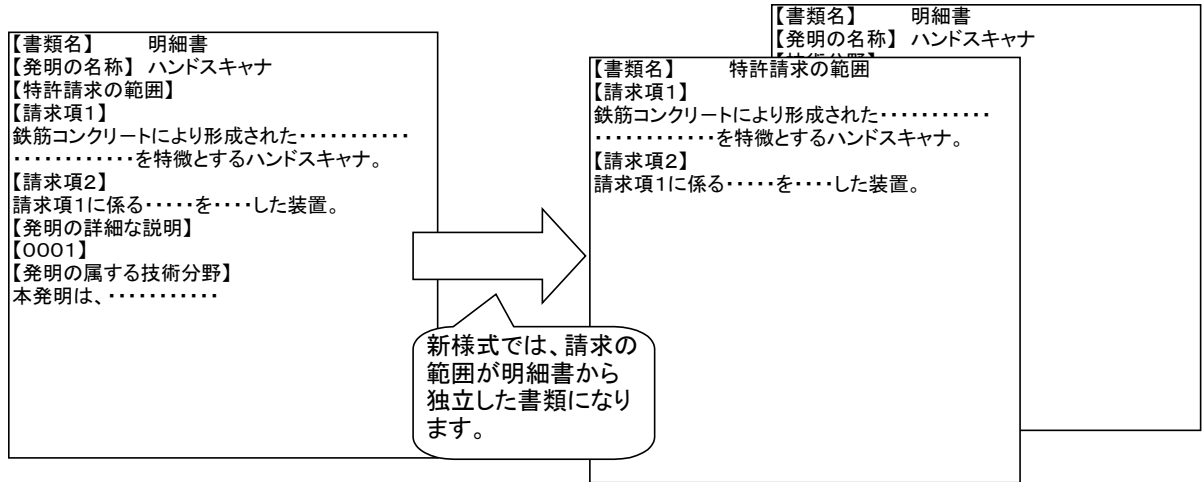
新様式

| | |
|------------------|---------------|
| 【書類名】 | 特許願 |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 |
| ... | |
| 【パリ条約による優先権等の主張】 | |
| 【国名】 | フィリピン |
| 【出願日】 | 2012年12月30日 |
| 【出願番号】 | 1-2012-001218 |
| 【出願の区分】 | 特許 |
| 【アクセスコード】 | A123 |
| 【優先権証明書提供国（機関）】 | 世界知的所有権機関 |

新たに【出願の区分】と【アクセスコード】を記述することができるようになります。

1. 2. 3 請求の範囲

国際標準との調和を計るため、現行明細書中に記述していた特許請求の範囲が別書類として独立します。



請求の範囲の書類は、請求項タグ<claims>から成り立ち、明細書のように段落番号を付与することは出来ません。

各請求項の内容は、1つの<claim-text></claim-text>でタグ付けされ、段落の区切りには改行 (
タグ) が設定されます。また、各請求項の内容には、文字修飾 (下線、字上げ、字下げ) を施すことや、図形を添付することができます。

請求項中に化学式、数式、表を記述する場合は、化学式のときは【化1】、【化2】・・・のように、数式のときは【数1】、【数2】・・・のように、表のときは【表1】、【表2】・・・のように連番をふります。

これらの番号には、枝番 (【化1-1】など) をふることもできます。

枝番には、英数字と“.” (ピリオド)、“(” (右括弧)、“)” (左括弧)、“-” (ハイフン) の4種類の記号を使うことができます。

【書類名】特許請求の範囲

【請求項1】
鉄筋コンクリートにより形成された.....である。
上記を.....したハンドスキャナ。

【請求項2】
請求項1に係る.....を.....
.....した装置。

【化1】

請求の範囲には化学式、数式、表を記述することができます。

```

<claims>
  <claim num="1">
    <claim-text> 鉄筋コンクリートにより形成
      された.....である。<br/>
      上記を.....したハンドスキャナ。
    </claim-text>
  </claim>
  <claim num="2">
    <claim-text> 請求項
      を.....
    <chemistry num="1">
      <img he="30.0" wi="90.0" ...>
    </chemistry>
    </claim-text>
  </claim>
</claims>

```

各請求項には連番をふります。

請求の範囲には段落番号は利用できません。

各デリミタの項目 (請求項1など) はタグになります

請求項（【請求項n】）は、以下のタグ属性が設定されます。

| 様式上の記載 | | XMLでの設定の仕方 | | |
|--------|--------|------------|------------|--|
| | | タグ | 属性 | 属性値 |
| 請求項 | 【請求項n】 | claim | num | 【請求項n】の連番(nの部分)をそのまま設定します |
| 段落 | — | claim-text | — | |
| 数式 | 【数n】 | maths | num | 【数n】のnを半角で設定します。 【数1-1】などのように枝番が振られていた場合は、1-1を半角に変換して設定します。 |
| 化学式 | 【化n】 | chemistry | num | 【化n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。 |
| 表 | 【表n】 | tables | num | 【表n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。 |
| 図形 | — | img | he | 図形の縦の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。 |
| | | | wi | 図形の横の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。 |
| | | | file | ファイル名を設定します。 |
| | | | img-format | イメージファイルの形式により、“tif”または“jpg”を設定します。 |

請求の範囲が明細書から独立することに伴い、書類名は「特許請求の範囲」「実用新案登録請求の範囲」、また外国語出願の場合は「外国語特許請求の範囲」になります。それぞれが添付される書類は次のとおりです。

特許請求の範囲、または実用新案登録請求の範囲が添付される書類

| | 中間コード | 特許出願の場合 | 実用新案登録出願の場合 |
|-------------------|--------|---------|-------------|
| 特許願 | 63 | 特許請求の範囲 | — |
| 実用新案登録願 | 63 | — | 実用新案登録請求の範囲 |
| 翻訳文提出書 | 631 | 特許請求の範囲 | — |
| 国内書面 | 632 | 特許請求の範囲 | 実用新案登録請求の範囲 |
| 国際出願翻訳文提出書 | 634 | 特許請求の範囲 | 実用新案登録請求の範囲 |
| 国際出願翻訳文提出書(職権) | 635 | 特許請求の範囲 | 実用新案登録請求の範囲 |
| 日本語国際公開パンフレット(職権) | IB3491 | 特許請求の範囲 | 実用新案登録請求の範囲 |

外国語特許請求の範囲が添付される書類

| | 中間コード | 特許出願の場合 | 実用新案登録出願の場合 |
|-----|-------|------------|-------------|
| 特許願 | 63 | 外国語特許請求の範囲 | — |

1. 2. 4 明細書

平成15年7月1日以前に提出された明細書を「旧様式」、平成15年7月1日以降に提出された明細書を「新様式（国際標準）」、平成21年1月1日の明細書様式統一以降に提出された明細書を「統一様式（国際標準）」と記載する。

①-1 旧様式から新様式（国際標準）への様式変更について

新様式（国際標準）の明細書の記載項目は下記になります。

「【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【発明の開示】、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】、【発明を実施するための最良の形態】、【実施例】、【産業上の利用可能性】、【図面の簡単な説明】、【配列表フリーテキスト】、【配列表】」に変更になります。（【実施例】については、【実施例1】、【実施例2】のように連番をふることもできます。なお、【発明の名称】は一番最初に記述し、【配列表】は一番最後に記述します。【発明の名称】、【配列表】以外の順番は任意で記述が可能です。

| 従来の様式 | 新様式(国際標準) | 備考 |
|--|---|---|
| 【書類名】明細書 | 【書類名】明細書 | |
| 【発明の名称】 | 【発明の名称】 | 【発明の名称】は一番最初に記述します |
| 【特許請求の範囲】 【請求項1】 | | 特許請求の範囲は書類として独立します |
| 【発明の詳細な説明】 | | 発明の詳細な説明は記述不要になります |
| 【発明の属する技術分野】 | 【技術分野】 | |
| 【従来の技術】 | 【背景技術】 | |
| 【発明が解決しようとする課題】 【課題を解決するための手段】 【発明の効果】 | 【発明の開示】 【発明が解決しようとする課題】 【課題を解決するための手段】 【発明の効果】 | 【発明の開示】のサブタイトルとして【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】などを記述します |
| 【発明の実施の形態】 | 【発明を実施するための最良の形態】 | |
| 【実施例】 | 【実施例】 | 実施例には連番を付与することもできます |
| | 【産業上の利用可能性】 | 新たに記述可能になりました |
| 【図面の簡単な説明】 | 【図面の簡単な説明】 | 【図面の簡単な説明】のサブタイトルとして【図1】を記述します |
| 【図1】 | 【図1】 | |
| 【符号の説明】 | 【符号の説明】 | 国際標準には【符合の説明】に該当するタグはありませんが、<heading>タグを用いることにより記載できます |
| | 【配列表フリーテキスト】 | 新たに記述可能になりました ここでは、ST.25の数字見出し<223>「他の情報の内容」を日本語で記述します |
| 【配列表】 | 【配列表】 | 【配列表】は一番最後に記述します |

①-2 新様式（国際標準）から統一様式（国際標準）への様式変更について

統一様式（国際標準）の明細書の記載項目は下記になります。

「【発明の名称】、【技術分野】、【背景技術】、【発明の概要】、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】、【図面の簡単な説明】、【発明を実施するための形態】、【実施例】、【産業上の利用可能性】、【符号の説明】、【受託番号】、【配列表フリーテキスト】、【先行技術文献】、【特許文献】、【非特許文献】、【配列表】」。

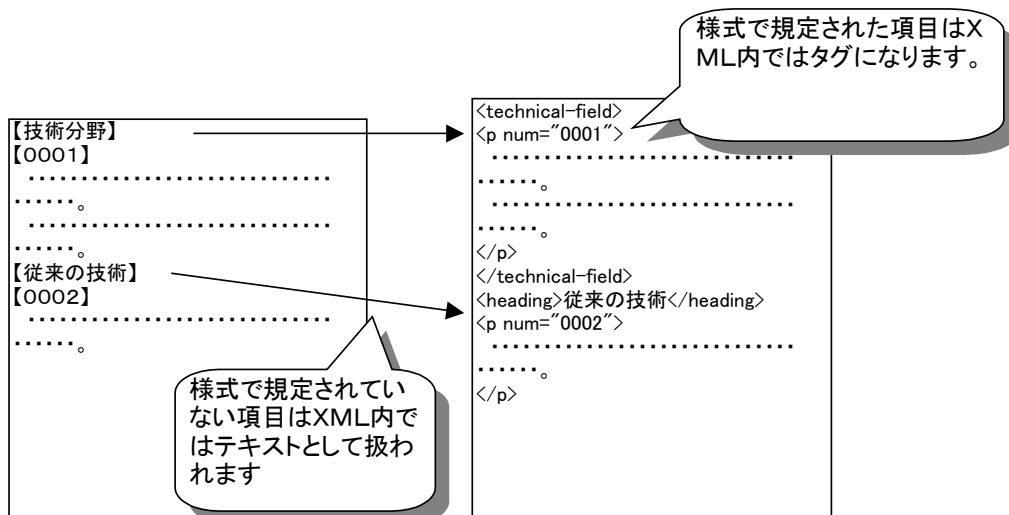
なお、統一様式（国際標準）では、新様式（国際標準）で記載可能だった【発明の開示】、【発明を実施するための最良の形態】の項目も記載可能です。

【実施例】については、【実施例1】、【実施例2】のように連番をふることもできます。また、【発明の名称】は一番最初に記述し、【配列表】は一番最後に記述します。DTDでは、【発明の名称】、【配列表】以外の順番は任意で記述が可能です。

| 新様式(国際標準) | 統一様式(国際標準) | 備考 |
|---|---|---|
| 【書類名】明細書 | 【書類名】明細書 | |
| 【発明の名称】 | 【発明の名称】 | 【発明の名称】は一番最初に記述します |
| 【技術分野】 | 【技術分野】 | |
| 【背景技術】 | 【背景技術】 | |
| 【発明の開示】 【発明が解決しようとする課題】 【課題を解決するための手段】 【発明の効果】 | 【発明の概要】 【発明が解決しようとする課題】 【課題を解決するための手段】 【発明の効果】 | 【発明の開示】が【発明の概要】に変更となります |
| 【発明を実施するための最良の形態】 | 【図面の簡単な説明】 【発明を実施するための形態】 【実施例】 | 【発明を実施するための最良の形態】が【発明を実施するための形態】に変更となります 実施例には連番を付与することもできます |
| 【実施例】 | | |
| 【産業上の利用可能性】 | 【産業上の利用可能性】 | |
| 【図面の簡単な説明】 | | |
| 【符号の説明】 | 【符号の説明】 | 統一様式では【符号の説明】を<reference-signs-list>タグを用いて電子化することになりました |
| | 【受託番号】 | 新たに【受託番号】が記述可能になりました |
| 【配列表フリーテキスト】 | 【配列表フリーテキスト】 | |
| | 【先行技術文献】 【特許文献】 【非特許文献】 | 新たに【先行技術文献】が記述可能になりました 【先行技術文献】の配下に【特許文献】、【非特許文献】を記述します |
| 【配列表】 | 【配列表】 | 【配列表】は一番最後に記述します |

新様式（国際標準）、統一様式（国際標準）では、上の表に加えて、段落中に【数】、【化】、【表】を記述することができます。さらに先行技術の開示に伴い【特許文献】、【非特許文献】も記述することができます。

上記の項目はXML内ではタグに変換されますが、それ以外の項目を記述した場合は単なるテキストデータとして扱われます。



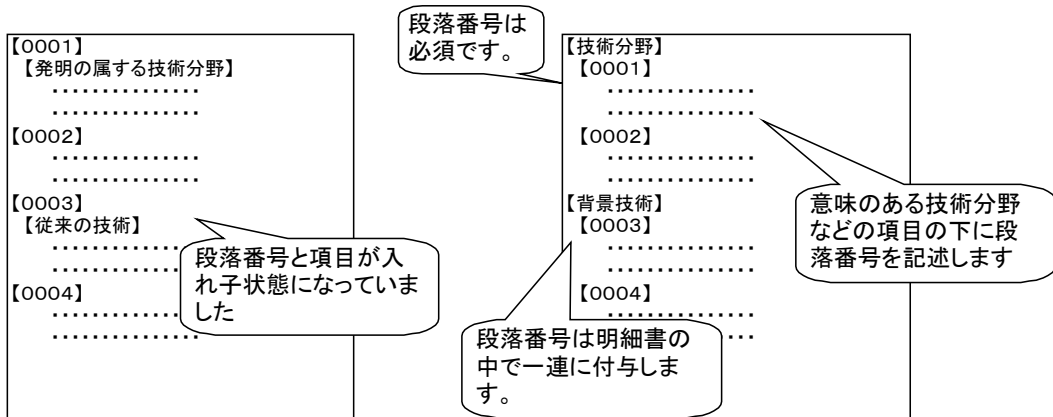
②明細書の段落番号について

旧様式では、段落番号（【0001】など）を主にして【発明の属する技術分野】などの項目がその後につき、さらにその中に段落番号が記述されるような入れ子構造になっていましたが、新様式（国際標準）、統一様式（国際標準）では、【技術分野】などの意味のある項目を主にその配下に段落番号を記述します。

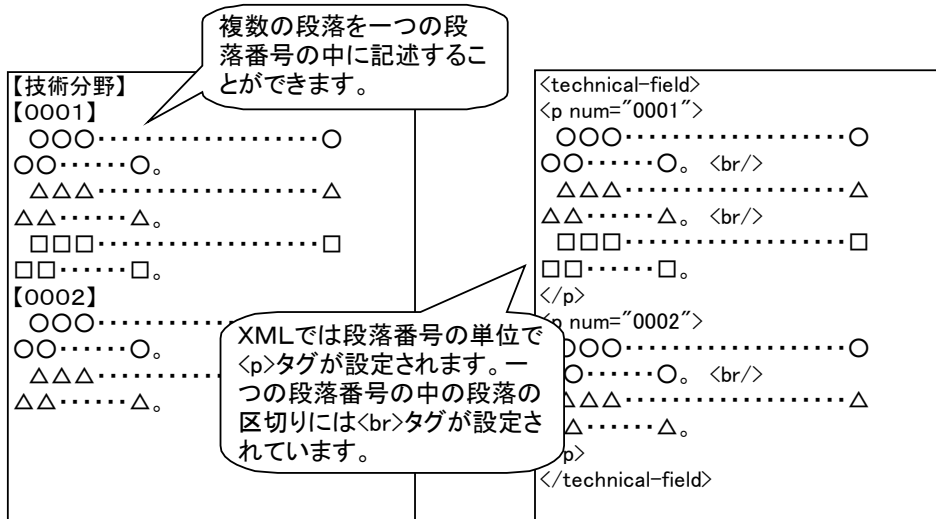
段落番号は、補正をするときに一意に特定できるように明細書内で4桁で【0001】、【0002】・・・【9999】のように連番をふります。

もし5桁以上になった場合は、その数字をそのまま段落番号として使用します。

例) 【0001】、【0002】・・・【9999】、【10000】、【10001】



一つの段落番号内のコンテンツ中には、表示時に強制改行する改行タグ
を挿入することにより、複数の段落を記述することができます。



③文字修飾

文字装飾は下線、字上げ、字下げを使用することができます。旧様式ではこれに加えて横倍角も使用できましたが、新様式（国際標準）、統一様式（国際標準）では使えなくなります。

④ CWUへの対応

CWU (Complex Work Unit) の略で、例えば以下のようなものを指します。

- 数式を表現するMathML (Mathematical Markup Language)
- 化学式を表現するCML (Chemical Markup Language)
- 表を表現するCALS table

CWUを使用することは、WIPOでの標準化がまだなされていないこと、表示・印刷ソフトが未対応など技術的に時期尚早であること等の理由により、現行と同様使うことができません。

将来、技術的に対応可能になった時点で使用可能になります。

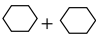
注1) PCTDTDには、表としてCALStable、数式としてMathMLがインプリメントされていますが、表示・印刷ソフトが未対応など技術的に時期尚早のため、2003年では使用できません。

将来、技術的に対応可能になった時点で使用可能になります。これは、PCT-RO出願でも同様です。

注2) 【表n】の表はイメージで添付します。これは、PCTDTDで表タグ配下にはimgまたはCALStableタグしか認められていないためです。もし、表を罫線素片を使用して添付すると出願ソフトによるチェックでエラーとなります。

注3) 【数n】の数式はイメージで添付します。これは、PCTDTDで数式タグ配下にはimgまたはMathMLタグしか認められていないためです。もし、数式をテキストで記述した場合は出願ソフトによるチェックでエラーとなります。

注4) 【化n】の化学式はイメージで添付します。

【書類名】明細書
 【発明の名称】原子炉格納容器
 【技術分野】
 【0001】
 本発明は、………構造に関する。
 【発明が解決しようとする課題】
 【0002】
 一般に、………利点がある。
 【0003】
 第1図………に取付けられている。
 【課題を解決するための手段】
 【0004】
 本発明は、以下の化学式のとおり、………である。
 【化1】

 【0005】
 この結果、………は下表のとおりになる。
 【表1】

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

```

<description>
<invention-title>
</invention-title>
<technical-field>
<p num="0001">本発明は、………構造に関する。</p>
</technical-field>
<disclosure>
<tech-problem>
<p num="0002">一般に、………<u>利点がある。</u></p>
<p num="0003">第1図は………
………取付けられている。</p>
</tech-problem>
<tech-solution>
<p num="0004">本発明は、以下の化学式のとおり、……
………である。
<chemistry num="1">
<img file="JPOXMLDOC01_appb_C000001.tif" img-format="tiff" />
</chemistry>
</p>
<p num="0005">この結果、………は下表のとおりになる。
<table num="1">
<img file="JPOXMLDOC01_appb_C000001.tif" />
</table>
</p>
</tech-solution>
</disclosure>
…
</description>
        
```

明細書の各項目はXML中ではタグになります。

文字修飾は、下線、字上げ、字下げが使用できます

化学式はイメージで添付します。CWUは使用できません。数式も同様です。

表はイメージで添付します。罫線素片での記述はできません。また、CWUの使用もできません。

⑤ 【数】、【化】、【表】について

明細書中に数式、化学式、表を記述する場合は、数式の場合は【数1】、【数2】…のように、化学式の場合は【化1】、【化2】…のように、表の場合は【表1】、【表2】…のように連番をふります。

これらの番号には、枝番（【数1-1】など）をふることもできます。

枝番には、英数字と“.”（ピリオド）、“（”（右括弧）、“）”（左括弧）、“-”（ハ

イフン)の4種類の記号を使うことができます。

⑥【特許文献】、【非特許文献】について

段落中に特許文献、非特許文献を記述する場合は、特許文献のときは【特許文献1】、【特許文献2】・・・のように、非特許文献のときは【非特許文献1】、【非特許文献2】・・・のように連番をふります。

これらの番号には、枝番（【特許文献1-1】など）をふることもでき、枝番には、英数字と“.”（ピリオド）、“(”（右括弧）、“(”（左括弧）、“-”（ハイフン）の4種類の記号を使うことができます。

⑦段落番号、【数】、【化】、【表】、【図】、【特許文献】、【非特許文献】、イメージとタグとの関係

段落番号（【0001】など）、及び段落中に記載する【数】、【化】、【表】、【図】、【特許文献】、【非特許文献】はXMLのタグ<p>、<math>、<chemistry>、<tables>、<figref>、<patcit>、<nplcit>に変換され、イメージはタグに変換され、以下の属性が設定されます。

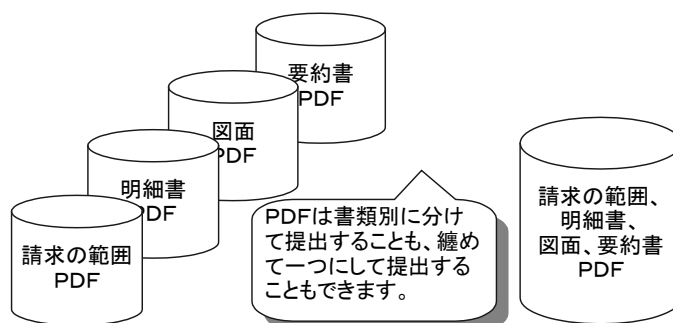
（ただし、統一様式（国際標準）では、【先行技術文献】の次に記述された【特許文献】、【非特許文献】は、それぞれXMLのタグ<patent-literature>、<non-patent-literature>に変換されます。）

| 様式上の記載 | | XMLでの設定の仕方 | | |
|--------|----------|------------|------------|--|
| | | タグ | 属性 | 属性値 |
| 段落番号 | 【0001】 | p | num | 段落番号の数字部分を半角で設定します |
| 数式 | 【数n】 | maths | num | 【数n】のnを半角で設定します。 【数1-1】などのように枝番が振られていた場合は、1-1を半角に変換して設定します。 |
| 化学式 | 【化n】 | chemistry | num | 【化n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。 |
| 表 | 【表n】 | tables | num | 【表n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。 |
| 図 | 【図n】 | figref | num | 【図n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。 |
| 特許文献 | 【特許文献n】 | patcit | num | 【特許文献n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。 |
| 非特許文献 | 【非特許文献n】 | nplcit | num | 【非特許文献n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。 |
| イメージ | — | img | he | 図形の縦の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。 |
| | | | wi | 図形の横の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。 |
| | | | file | ファイル名を設定します。 |
| | | | img-format | イメージファイルの形式により、“tif”または“jpg”を設定します。 |

⑧外国語明細書のPDFによる電子化

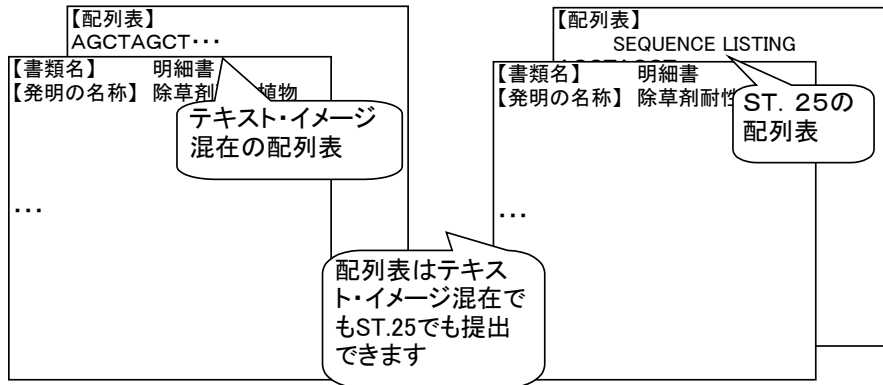
外国語明細書については、テキストでの提出、イメージ（TIFF）での提出に加えて、原文から容易に作成可能なPDFで提出することもできます。

PDFは、請求の範囲、明細書、図面、要約書を1ファイルとして纏めて添付することも、請求の範囲、明細書、図面、要約書を別々のPDFとして添付することもできます。

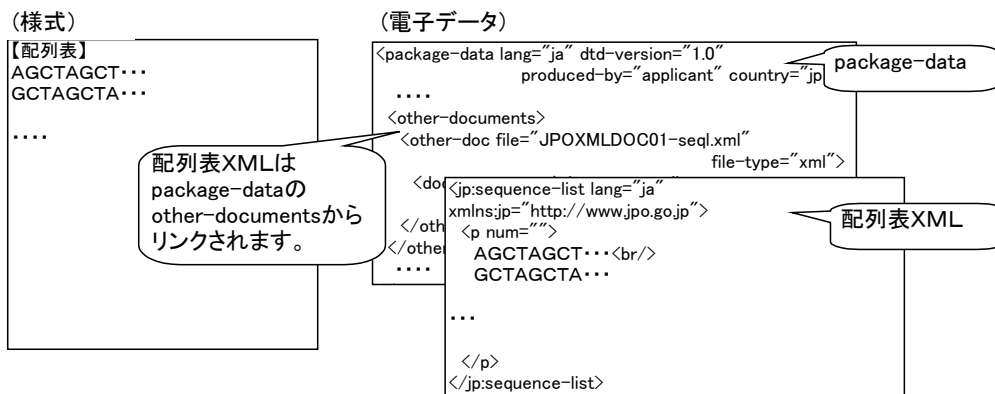


⑨配列表

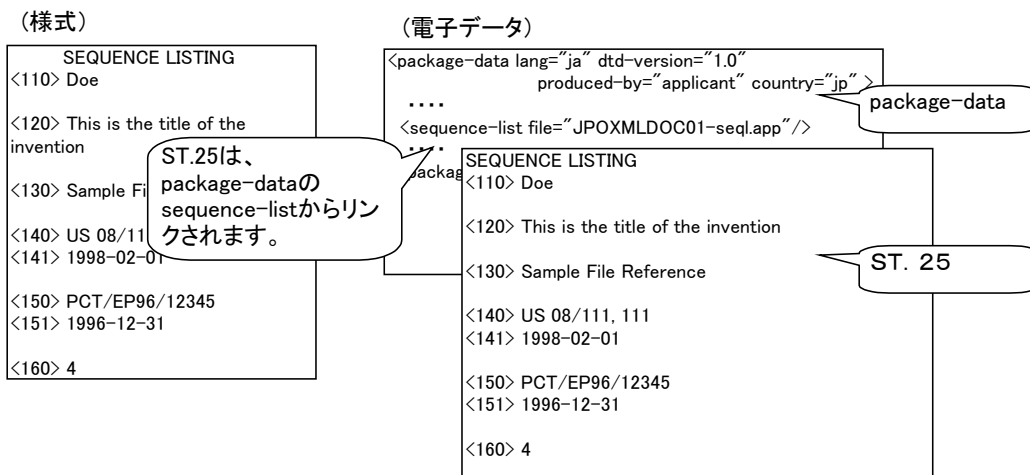
配列表を添付する場合、ST. 25のファイルで添付することも、【配列表】の見出しをつけてテキスト・イメージ混在で添付することもできます。



配列表をテキスト・イメージ混在で提出する場合、配列表XMLが作成されます。配列表XMLは package-data の other-documents にリンク付けされています。



配列表をST. 25で提出する場合は、ST. 25ファイルがそのまま添付されます。ST. 25ファイルは package-data の sequence-list にリンク付けされています。



1. 2. 5 図面

図面には、現行のMMRに加えて新たにJPEGも添付することができます。但し、JPEGは図面代用写真の場合にしか使用できません。

JPEGはグレースケールのみ利用することができます。

図面の大きさは、「縦255.0mm、横170.0mm」の大きさまで提出できます。

(様式上、図面の大きさは図の見出し(【図1】など)を含めて「縦262.0mm、横170.0mm」となっており、図の見出し(7mm)を除いた大きさが実際の図面(イメージ)の大きさとなります。)

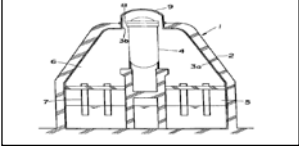
また、画素密度は現行の200dpi、400dpiに加えて300dpiも利用できるようになります。

| | | 現行 | 新様式 |
|---------------------|--------|------------------|---|
| イメージの形式 | | MMRのみ | <ul style="list-style-type: none"> ・TIFF(MMR) ・JPEG (JPEGはグレースケールのみ使用できます。図面代用写真の場合のみJPEGを添付することができます。) |
| 画素密度 | | 200dpi 400dpi | 200dpi 300dpi 400dpi (画素密度は縦横一致している必要があります) |
| 図の最大の大きさ | | 横150mm 縦245mm | 横170.0mm 縦255.0mm |
| dot数(縦×横) 単位:dot | 200dpi | — | 200dpiの場合 横1338ドット 縦2007ドット |
| | 300dpi | — | 300dpiの場合 横2007ドット 縦3011ドット |
| | 400dpi | — | 400dpiの場合 横2677ドット 縦4015ドット |

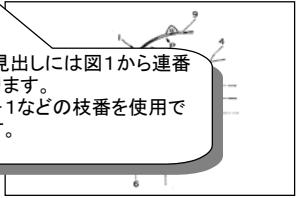
図面の図には、図単位に図 1，図 2 と連番をふります。図番には枝番（図 1-1 など）をふることもできます。

枝番には、英数字と“.”（ピリオド），“（”（右括弧），“）”（左括弧），“-”（ハイフン）の 4 種類の記号を使うことができます。

【書類名】図面
【図 1】



【図 2-1】



図の見出しには図 1 から連番をふります。図 2-1 などの枝番を使用できます。

```

<drawings>
<figure num="1">
  <img file="JPOXMLDOC01-appb-D000001.tif"
    img-format="tif" wi="150" he="150"/>
</figure>
<figure num="2-1">
  <img file="JPOXMLDOC01-appb-D000002.tif"
    img-format="tif" wi="150" he="150"/>
</figure>
</drawings>
        
```

図の見出し(【図 1】など)は、XMLデータの中ではタグになります。

図の見出し（【図 n】）及び図形は XML のタグ<figure>、に変換され、以下のタグ属性が設定されます。

| 様式上の記載 | | XMLでの設定の仕方 | | |
|--------|------|------------|------------|---|
| | | タグ | 属性 | 属性値 |
| 図の見出し | 【図n】 | figure | num | 【図n】の連番部分(nの部分)を半角で設定します 【図1-1】などのように枝番が振られている場合は、1-1の部分も半角で設定します。 |
| 図形 | | img | he | 図形の縦の大きさをmm単位で設定します。小数点以下1桁まで設定します。 |
| | | | wi | 図形の横の大きさをmm単位で設定します。小数点以下1桁まで設定します。 |
| | | | file | ファイル名を設定します。 |
| | | | img-format | イメージファイルの形式により、“tif”または“jpg”を設定します。 |

1. 2. 6 要約書

要約書には現行と同様に要約を400文字以内で記述します。

【選択図】は、要約書の1番最後に記述します。

また、要約書にも文字修飾（下線、字上げ、字下げ）、図形を記述することができます。

要約書には段落番号を付与できません。

【書類名】要約書

【要約】
本発明は原子炉格納容器に係り、さらに詳しくは鉄筋における開口部回りの構造に関する。
一般に、鉄筋コンクリート構造の原子炉格納容器(格納容器に比し比較的形狀の自由度が大で配置計画が点において有利であり、また溶接部の低温脆性のおそ落下衝撃に対しても強いなどの利点がある。
【表1】

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

第1図は沸騰水型原子炉の鉄筋コンクリート構造の格納容器を示すもので、1が格納容器である。この格納容器は鉄筋コンクリートの器体2にライナープレート3が内張りされて形成された密閉耐圧性容器で、内部のほぼ中央に、ベテスタルに載置されて原子炉圧力容器4が据えられていることを示している。
【選択図】図1

```

<abstract>
<p num="1">【要約】</p>
本発明は原子炉格納容器に係り、さらに詳しくは鉄筋における開口部回りの構造に関する。
一般に、鉄筋コンクリート
し比較的形狀の自由度が大
また溶接部の低温脆性のおそ
点がある。<br/>
<table num="1">
<img he="50.0" wi="170.0" ..
</table>
<u>第1図は沸騰水型原子炉</u>の鉄
容器を示すもので、1が格納容器である
クリートの器体2にライナープレート3<sup>3</sup>
形成された密閉耐圧性容器で、内部のほぼ中央に、ベテスタルに
載置されて原子炉圧力容器4が据えられていることを示している。
<br/>
【選択図】図1<br/>
</p>
</abstract>
                
```

要約書は400字以内で記述します。

【要約】はテキストとして取り扱います。

要約書の内容は<p>に変換され、段落の区切りに
が設定されます。

【選択図】はテキストとして扱います。

要約書には段落番号は記述できません。

要約書の中の文字列”【要約】”、“【選択図】”についてはタグではなく、テキストデータとして取り扱います。タグではないため体系的にはあっても無くても支障が有りません。

要約書の内容は全て一つの<p>タグに変換され、段落の区切りには
タグが設定されます。約書中に記述された図形はタグに変換されます。

要約書中に化学式、数式、表を記述する場合は、化学式のときは【化1】、【化2】・・・のように、数式のときは【数1】、【数2】・・・のように、表のときは【表1】、【表2】・・・のように連番をふります。

これらの番号には、枝番（【化1-1】など）をふることもできます。

枝番には、英数字と“.”（ピリオド）、“（”（右括弧）、“）”（左括弧）、“-”（ハイフン）の4種類の記号を使うことができます。

要約書には、以下の属性が設定されます。

| 様式上の記載 | | XMLでの設定の仕方 | | |
|--------|------|------------|------------|--|
| | | タグ | 属性 | 属性値 |
| 数式 | 【数n】 | maths | num | 【数n】のnを半角で設定します。 【数1-1】などのように枝番が振られていた場合は、1-1を半角に変換して設定します。 |
| 化学式 | 【化n】 | chemistry | num | 【化n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。 |
| 表 | 【表n】 | tables | num | 【表n】のnを半角で設定します。 枝番の設定は、数式の場合と同様です。 |
| 図形 | | img | he | 図形の縦の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。 |
| | | | wi | 図形の横の大きさをmm単位で設定します。 小数点以下1桁まで設定します。 |
| | | | file | ファイル名を設定します。 |
| | | | img-format | イメージファイルの形式により、“tif”または“jpg”を設定します。 |

1. 2. 7 請求の範囲・明細書・図面・要約書のDTDについて

請求の範囲、明細書、図面、要約書のDTDは次の3つがあり、

- ・ application-body (PCTDTD)
- ・ jp:drawing-body (日本独自のDTD)
- ・ jp:foreign-language-body (日本独自のDTD)

書類により使用するものが異なります。

(1) PCTDTDのapplication-bodyを使用するもの

その出願において一番最初に発生する請・明・図・要を電子化するときには、PCTDTDのapplication-bodyをそのまま使用します。

| 書類名 | DTD名 | 請求の範囲 claims | 明細書 description | 図面 drawings | 要約書 abstract |
|---|------------------|-----------------|--------------------|----------------|-----------------|
| PCT-RO 特許願 実用新案登録願 翻訳文提出書 国内書面に添付される明細書、 請求の範囲、図面、要約書の 翻訳文 国際出願翻訳文提出書 国際出願翻訳文提出書(職権) 日本語国際公開パンフレット (職権) | application-body | ○ | ○ | △ | △ |

凡例： ○・・・必須 △・・・任意 ×・・・添付不可

(2) 日本独自のjp:drawing-bodyを使用するもの

図面の提出書等以下の書類に添付される図面は、国内書面等において図面が提出されなかった場合に、それを補うために提出されるものであり、PCTDTDでは検討されていません。よって、日本独自のDTD (jp:drawing-body) を定義して電子化を行います。

| 書類名 | DTD名 | 請求の範囲 — | 明細書 — | 図面 drawings | 要約書 — |
|-----------------------------------|-----------------|------------|----------|----------------|----------|
| 図面の提出書 外国語国際公開パンフレット図面 (職権) | jp:drawing-body | × | × | ○ | × |

凡例： ○・・・必須 △・・・任意 ×・・・添付不可

なお、jp:drawing-bodyに定義されている図面 (drawing) タグは、PCTDTDのapplication-bodyの図面タグと同一の構造をしています。

(3) 日本独自のjp:foreign-language-bodyを使用するもの

特許願に添付される外国語明細書、外国語請求の範囲、外国語図面、外国語要約書は、テキスト・イメージの混在、書類別にPDFで提出、または全書類を一つのPDFで提出するなどさまざまな提出形態に対応したDTDである必要があります。(PCTDTDでは検討されていない構造です) 従って、日本独自にDTD (jp:foreign-language-body) を定義して電子化を行います。

| 書類名 | DTD名 | 外国語請求の範囲 jp:foreign-language- claims | 外国語明細書 jp:foreign- language- description | 外国語図面 jp:foreign- language- drawings | 外国語要約書 jp:foreign- language- abstract |
|-----|------------------------------|--|---|---|--|
| 特許願 | jp:foreign-language- body | △ | △ | △ | △ |

凡例： ○・・・必須 △・・・任意 ×・・・添付不可

1. 2. 8 手続補正書

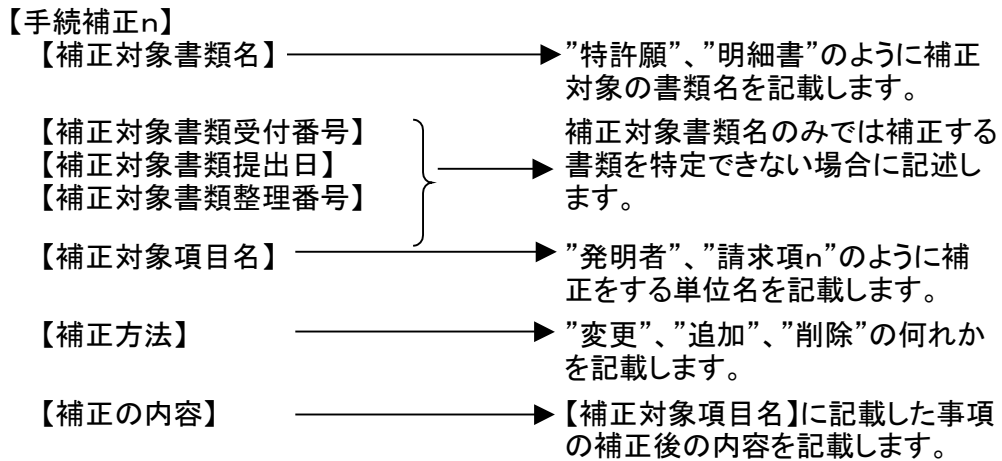
(1) XMLの手続補正について

XMLの手続補正書は、XMLで電子化された書類、Xフォーマットで電子化された書類の何れでも補正できるようにDTDを定義します。

(2) 補正の記事について

① 補正の記事の項目

手続補正書に記述する補正の記事（【手続補正n】）はXML化以降も現行と同様に、次のような構成になっています。



② 補正の記事とタグの対応

補正の記事の各項目とタグの関係は次のようになっています。

| 項目 | タグ | 属性 | 説明 |
|--------------|--|---------------------------------------|---|
| 【手続補正n】 | jp:amendment-article jp:amendment-group | jp:serial-number | 属性は、【手続補正n】のnに対応しています。 |
| 【補正対象書類名】 | jp:document-code | | 補正対象書類名の書類分類コードが設定されています。 書類分類コードは、 大区分(1桁) 四法(1桁) 中間コード(最大6桁) の構成になっています。 |
| 【補正対象書類受付番号】 | jp:receipt-number | | 補正対象書類の受付番号が設定されます。 |
| 【補正対象書類提出日】 | jp:submission-date jp:date | | 補正対象書類の提出日がYYYYMMDD形式で設定されます。 |
| 【補正対象書類整理番号】 | jp:file-reference-id | | 補正対象書類の整理番号が設定されます。 |
| 【補正対象項目名】 | jp:item-of-amendment | | 補正対象項目名が設定されます。 補正対象項目名はコード化されず、日本語文のままです。 |
| 【補正方法】 | jp:way-of-amendment | | 補正方法をコード化して設定します。 1:追加 2:削除 3:変更 |
| 【補正の内容】 | jp:contents-of-amendment | jp:kind-of-law jp:kind-of-document | 属性には次の値が設定されます。 *jp:kind-of-law 補正対象書類の四法が設定されます。 patent:特許 utility:実用新案 design:意匠 trademark:商標 *jp:kind-of-document 補正対象書類名がコード化して設定されます。 補正の内容の配下には補正対象項目のタグが設定されます。 |

(参考)補正対象項目名の非コード化について

補正対象項目名はコード化せず、日本語文言のまま設定します。理由は次の通りです。

補正対象項目名をコード化する場合、考えられる案として補正対象項目を表すタグをコンテンツに設定することが考えられます。

例)

```

<jp:amendment-group jp:serial-number="1">
  <jp:document-code>A163</jp:document-code>
  <jp:item-of-amendment>jp:applicant</jp:item-of-amendment>
  <jp:way-of-amendment>3</jp:way-of-amendment>
  <jp:contents-of-amendment
    jp:kind-of-law="patent"
    <jp:applicants>
      . . .
    </jp:applicants>
  </jp:contents-of-amendment>
</jp:amendment-group>
  
```

補正対象項目をコード化する場合、その項目に対応するタグをコンテンツに設定する案が考えられます。

しかし、タグ名（上記の例ではjp:applicant）だけでは、対象項目を一意に特定することができません。

上記の例でいうと、jp:applicant（出願人）は、補正対象書類が

特許願の場合は、【補正対象項目】特許出願人

名義変更届の場合は、【補正対象項目】承継人

となるからです。

よって、補正対象項目の内容は、コード化せずに日本語文言（特許出願人等）をそのまま設定します。

(3) XML補正とXフォーマット補正について

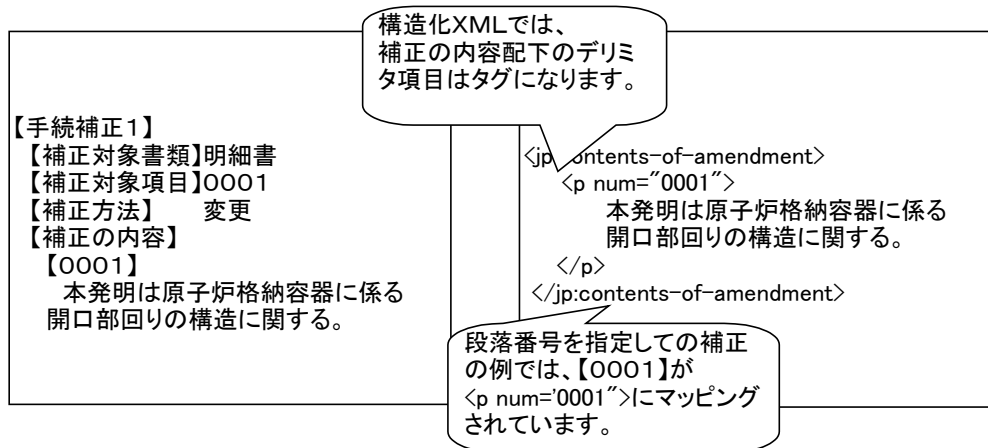
XMLの手続補正書は、XMLで電子化された書類、Xフォーマットで電子化された書類の何れでも補正できるようにDTDを定義しますが、補正の内容の電子化方法は、対象書類の電子化フォーマットにより以下のように異なります。

① 補正対象書類がXMLで電子化されている場合

補正対象書類が特許願などの書誌、請求の範囲、明細書、図面、要約書何れの場合も、各デリミタ項目をタグ付けし構造化して電子化を行います。

補正を行う場合は、内容タグの次には補正の単位を表すタグがきます。

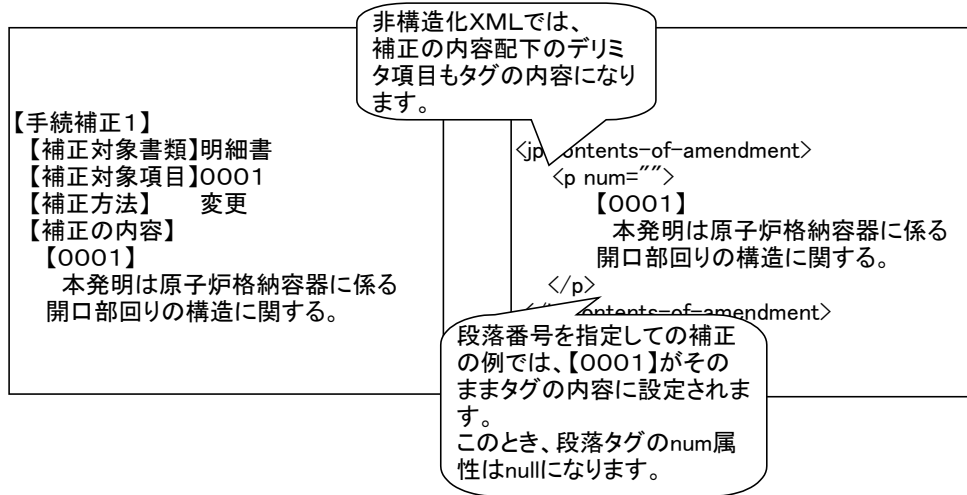
一意のタグでマッピングされる文書を構造化XMLと呼ぶこととします。



② 補正対象書類がXフォーマットで電子化されている場合

補正対象書類が特許願などの書誌の場合は、各デリミタ項目をタグ付けし構造化して電子化を行います。明細書、図面、要約書の場合は、各デリミタ項目も含めて<p>タグの内容に設定します。

旧様式に対する補正の内容に<p>タグだけで構成される文書を非構造化XMLと呼ぶこととします。



なお、Xフォーマットで電子化された書類は36文字×29行で電子化されていますが、これを補正する場合、補正の内容には40文字×50行で記述することになります。

(4) 補正の単位について

新様式（XML）には、請求の範囲の明細書からの独立、特許請求の範囲の削除など、旧様式（Xフォーマット）から大きな変更が加えられています。よって、旧様式の補正を新様式の補正の単位で行うことは困難であり、旧様式の補正は旧様式の補正の単位で、新様式は新様式の補正の単位で補正を行います。

請求の範囲、明細書、図面、要約書の新様式と旧様式の補正の単位は以下のとおりです。

新様式の補正の単位

| 補正対象書類名 | 補正の単位 | 補正対象項目名 | 【補正の内容】配下のタグ名 | 備考 |
|--------------------------------|-------|-------------|-------------------|-----|
| 特許請求の範囲、 または実用新案登録 請求の範囲 | 全文 | 全文 | <claims> | |
| | 請求項 | 請求項1、請求項2など | <claim> | |
| 明細書 | 全文 | 全文 | <description> | |
| | 発明の名称 | 発明の名称 | <invention-title> | |
| | 段落 | 0001、0002など | <p> | |
| | 配列表 | 配列表 | — | * 1 |
| 図面 | 全図 | 全図 | <drawings> | |
| | 図 | 図1、図2など | <figure> | |
| 要約書 | 全文 | 全文 | <abstract> | |

* 1 : PCT技術標準に基づき、配列表を補正すると電子データ上、配列表と明細書とは別ファイルになっています。

そのために【補正の内容】配下には、何も設定されません。（1. 2. 12参照）

例) 【図面の簡単な説明】を追加する場合

| | | |
|--|--|--|
| <p>当初の明細書</p> <p>【書類名】明細書 【発明の名称】ハンドスキャナ</p> | <p>【図面の簡単な説明】を追加したい場合は、明細書の全文を補正します</p> | <p>補正後の明細書</p> <p>【書類名】明細書 【発明の名称】ハンドスキャナ</p> <p>【図面の簡単な説明】 【0005】 【図1】格納容器の縦断面図 【図2】開口部の縦断面図 【符号の説明】 【0006】 1.....器体、8a、8b.....ライナープレート</p> |
| <p>【書類名】 手続補正書 ... 【手続補正1】 【補正対象書類名】 明細書 【補正対象項目名】 全文 【補正方法】 変更 【補正の内容】 【書類名】明細書 【発明の名称】ハンドスキャナ ... 【図面の簡単な説明】 【0005】 【図1】格納容器の縦断面図 【符号の説明】 【0006】 1.....器体、8a、8b.....ライナープレート ...</p> | <pre><jp:amendment-a523 jp:kind-of-law="patent"> <jp:document-code>A1523</jp:document-code> ... <jp:amendment-article> <jp:amendment-group jp:serial-number="1"> <jp:document-code>A16330</jp:document-code> <jp:item-of-amendment>全文</jp:item-of-amendment> <jp:way-of-amendment>3</jp:way-of-amendment> <jp:contents-of-amendment jp:kind-of-law="patent" jp:kind-of-document="description"> <description> <invention-title>ハンドスキャナ</invention-title> ... <description-of-drawings> <p num="0005"> <figref num="1">格納容器の全体の縦断面図</figref> </p> </description-of-drawings> <heading>符号の説明</heading> <p> 1.....器体、8a、8b.....ライナープレート </p> ... </description> </jp:contents-of-amendment> </jp:amendment-group> </jp:amendment-article> </jp:amendment-a523></pre> | |

1. 2. 9 特許願の補正

特許願を補正する場合、XMLで電子化された書類・Xフォーマットで電子化された書類何れの場合も各デリミタ項目をタグ付けし構造化して電子化を行います。

例1) XMLで電子化された特許願を補正する場合

| | | |
|-----------|---------------|---|
| 【書類名】 | 手続補正書(方式) | <jp:pat-amnd lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp"> |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 | <jp:amendment-a51 jp:kind-of-law="patent"> |
| 【事件の表示】 | | <jp:document-code>A151</jp:document-code> |
| 【出願番号】 | 特願2000-111000 | ... |
| 【補正をする者】 | | <jp:amendment-article> |
| 【識別番号】 | 123456789 | <jp:amendment-group jp:serial-number="1"> |
| 【氏名又は名称】 | 特許株式会社 | <jp:document-code>A163</jp:document-code> |
| 【代理人】 | | <jp:item-of-amendment>発明者</jp:item-of-amendment> |
| 【識別番号】 | 000000001 | <jp:way-of-amendment>3</jp:way-of-amendment> |
| 【弁理士】 | | <jp:contents-of-amendment jp:kind-of-law="patent" |
| 【氏名又は名称】 | 特許 太郎 | jp:kind-of-document="application-a63"> |
| 【発送番号】 | 230000 | <jp:inventors> |
| 【手続補正1】 | | <jp:inventor> |
| 【補正対象書類名】 | 特許願 | <jp:addressbook> |
| 【補正対象項目名】 | 発明者 | <jp:name>発明 太郎</jp:name> |
| 【補正方法】 | 変更 | <jp:address> |
| 【補正の内容】 | | <jp:text>東京都千代田区霞が関1-1</jp:text> |
| 【発明者】 | | </jp:address> |
| 【住所又は居所】 | 東京都千代田区霞が関1-1 | </jp:addressbook> |
| 【氏名】 | 発明 太郎 | </jp:inventor> |
| | | </jp:inventors> |
| | | </jp:contents-of-amendment> |
| | | </jp:amendment-group> |
| | | </jp:amendment-article> |
| | | </jp:amendment-a51> |
| | | </jp:pat-amnd> |

発明者の住所又は居所と氏名はXMLに設定されている順序を入れ替えて表示します

補正の内容の各項目をタグ付けし構造化して電子化します

例2) Xフォーマットで電子化された特許願を補正する場合

| | | |
|-----------|---------------|---|
| 【書類名】 | 手続補正書(方式) | <jp:pat-amnd lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp"> |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 | <jp:amendment-a51 jp:kind-of-law="patent"> |
| 【事件の表示】 | | <jp:document-code>A151</jp:document-code> |
| 【出願番号】 | 特願2000-111000 | ... |
| 【補正をする者】 | | <jp:amendment-article> |
| 【識別番号】 | 123456789 | <jp:amendment-group jp:serial-number="1"> |
| 【氏名又は名称】 | 特許株式会社 | <jp:document-code>A163</jp:document-code> |
| 【代理人】 | | <jp:item-of-amendment>発明者</jp:item-of-amendment> |
| 【識別番号】 | 000000001 | <jp:way-of-amendment>3</jp:way-of-amendment> |
| 【弁理士】 | | <jp:contents-of-amendment jp:kind-of-law="patent" |
| 【氏名又は名称】 | 特許 太郎 | jp:kind-of-document="application-a63"> |
| 【発送番号】 | 230000 | <jp:inventors> |
| 【手続補正1】 | | <jp:inventor> |
| 【補正対象書類名】 | 特許願 | <jp:addressbook> |
| 【補正対象項目名】 | 発明者 | <jp:name>発明 太郎</jp:name> |
| 【補正方法】 | 変更 | <jp:address> |
| 【補正の内容】 | | <jp:text>東京都千代田区霞が関1-1</jp:text> |
| 【発明者】 | | </jp:address> |
| 【住所又は居所】 | 東京都千代田区霞が関1-1 | </jp:addressbook> |
| 【氏名】 | 発明 太郎 | </jp:inventor> |
| | | </jp:inventors> |
| | | </jp:contents-of-amend> |
| | | </jp:amendment-group> |
| | | </jp:amendment-article> |
| | | </jp:amendment-a51> |

発明者の住所又は居所と氏名はXMLに設定されている順序を入れ替えて表示します

補正対象書類がXフォーマットで電子化されている場合も、補正の内容の各項目をタグ付けし構造化して電子化します

1. 2. 10 明細書の補正

(1) XMLを補正する場合とXフォーマットを補正する場合について

明細書を補正する場合、補正対象書類がXMLで電子化されている場合とXフォーマットで電子化されている場合で、電子化方法が異なります。

XMLで電子化されている場合は、明細書の各デリミタ項目をタグ付けし構造化して電子化を行います。Xフォーマットで電子化されている場合は、各デリミタ項目も含めて<p>タグの内容に設定します。

例1-1) XMLで電子化された明細書を部分補正する場合(段落番号単位)

| | |
|-----------|------------------|
| 【書類名】 | 手続補正書 |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 |
| 【事件の表示】 | |
| 【出願番号】 | 特願2004-111000 |
| 【補正をする者】 | |
| 【識別番号】 | 123456789 |
| 【氏名又は名称】 | 特許株式会社 |
| 【代理人】 | |
| 【識別番号】 | 000000001 |
| 【弁理士】 | |
| 【氏名又は名称】 | 特許 太郎 |
| 【発送番号】 | 230000 |
| 【手続補正1】 | |
| 【補正対象書類名】 | 明細書 |
| 【補正対象項目名】 | 0001 |
| 【補正方法】 | 変更 |
| 【補正の内容】 | |
| 【0001】 | 鉄筋コンクリートにより..... |
| |する。 |

```

<jp:pat-amnd lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
<jp:amendment-a523 jp:kind-of-law="patent">
<jp:document-code>A1523</jp:document-code>
...
<jp:amendment-article>
<jp:amendment-group jp:serial-number="1">
<jp:document-code>A16330</jp:document-code>
<jp:item-of-amendment>0001</jp:item-of-amendment>
<jp:way-of-amendment>3</jp:way-of-amendment>
<jp:contents-of-amendment jp:kind-of-law="patent"
jp:kind-of-document="description">
  <p num="0001">
    鉄筋コンクリートにより.....
    .....する。</p>
  </jp:contents-of-amendment>
</jp:amendment-group>
</jp:amendment-article>
</jp:amendment-a523>
</jp:pat-amnd>

```

補正の内容の各項目をタグ付けし構造化して電子化します。
【0001】は、段落タグ<p>に変換され、属性に段落番号が設定されます。

例1-2) Xフォーマットで電子化された明細書を部分補正する場合(段落番号単位)

| | |
|-----------|------------------|
| 【書類名】 | 手続補正書 |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 |
| 【事件の表示】 | |
| 【出願番号】 | 特願2000-111000 |
| 【補正をする者】 | |
| 【識別番号】 | 123456789 |
| 【氏名又は名称】 | 特許株式会社 |
| 【代理人】 | |
| 【識別番号】 | 000000001 |
| 【弁理士】 | |
| 【氏名又は名称】 | 特許 太郎 |
| 【発送番号】 | 230000 |
| 【手続補正1】 | |
| 【補正対象書類名】 | 明細書 |
| 【補正対象項目名】 | 0001 |
| 【補正方法】 | 変更 |
| 【補正の内容】 | |
| 【0001】 | 鉄筋コンクリートにより..... |
| |する。 |

```

<jp:pat-amnd lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
<jp:amendment-a523 jp:kind-of-law="patent">
<jp:document-code>A1523</jp:document-code>
...
<jp:amendment-article>
<jp:amendment-group jp:serial-number="1">
<jp:document-code>A16330</jp:document-code>
<jp:item-of-amendment>0001</jp:item-of-amendment>
<jp:way-of-amendment>3</jp:way-of-amendment>
<jp:contents-of-amendment jp:kind-of-law="patent"
jp:kind-of-document="description">
  <p num="">【0001】<br/>
    鉄筋コンクリートにより.....
    .....する。</p>
  </jp:contents-of-amendment>
</jp:amendment-group>
</jp:amendment-article>
</jp:amendment-a523>
</jp:pat-amnd>

```

Xフォーマットで電子化された書類は36文字×29行で電子化されていますが、これを補正する場合、補正の内容には40文字×50行で記述します

補正の内容には、デリミタの項目【0001】も含めてタグ内に設定します。このとき、<p>タグの属性はnullが設定されます。

例 2-1) XMLで電子化された明細書を全文補正する場合

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 【書類名】 | 手続補正書 |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 |
| 【事件の表示】 | |
| 【出願番号】 | 特願2004-111000 |
| 【補正をする者】 | |
| 【識別番号】 | 123456789 |
| 【氏名又は名称】 | 特許株式会社 |
| 【代理人】 | |
| 【識別番号】 | 000000001 |
| 【弁理士】 | |
| 【氏名又は名称】 | 特許 太郎 |
| 【発送番号】 | 230000 |
| 【手続補正1】 | |
| 【補正対象書類名】 | 明細書 |
| 【補正対象項目名】 | 全文 |
| 【補正方法】 | 変更 |
| 【補正の内容】 | |
| 【書類名】 | 明細書 |
| 【発明の名称】 | ハンドスキャナ |
| 【技術分野】 | |
| 【0001】 | 鉄筋コンクリートにより形成された..... |
| |する。 |
| 【0002】 | 一般に、鉄筋コンクリート構造のハンドスキャナ..... |
| |利点がある。 |

```

<jp:pat-amnd lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
<jp:amendment-a523 jp:kind-of-law="patent">
<jp:document-code>A1523</jp:document-code>
...
<jp:amendment-article>
<jp:amendment-group jp:serial-number="1">
<jp:document-code>A16330</jp:document-code>
<jp:item-of-amendment>全文</jp:item-of-amendment>3</jp:way-of-amendment>
<jp:contents-of-amendment jp:kind-of-law="patent">
<description>
<invention-title>ハンドスキャナ</invention-title>
<technical-field>
<so num="0001"> 鉄筋コンクリートにより形成された.....
.....する。</p>
<so num="0002"> 一般に、鉄筋コンクリート構造のハンドスキャナ.....
.....利点がある。</p>
...
</jp:contents-of-amendment>
</jp:amendment-group>
</jp:amendment-article>
</jp:amendment-a523>
</jp:pat-amnd>

```

補正の内容の各項目をタグ付けし構造化して電子化します

【書類名】、【発明の名称】、【0001】などのデリミタ項目はタグになります。

例 2-2) Xフォーマットで電子化された明細書を全文補正する場合

Xフォーマットで電子化された明細書の全文を補正する場合、旧様式の記載項目を記述して補正を行うことができます。部分補正と同様に、電子化されたXML内には各デリミタ項目も含めてタグの内容に設定されます。

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 【書類名】 | 手続補正書 |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 |
| 【事件の表示】 | |
| 【出願番号】 | 特願2000-111000 |
| 【補正をする者】 | |
| 【識別番号】 | 123456789 |
| 【氏名又は名称】 | 特許株式会社 |
| 【代理人】 | |
| 【識別番号】 | 000000001 |
| 【弁理士】 | |
| 【氏名又は名称】 | 特許 太郎 |
| 【発送番号】 | 230000 |
| 【手続補正1】 | |
| 【補正対象書類名】 | 明細書 |
| 【補正方法】 | 全文 |
| 【補正方法】 | 変更 |
| 【補正の内容】 | |
| 【書類名】 | 明細書 |
| 【発明の名称】 | ハンドスキャナ |
| 【技術分野】 | |
| 【0001】 | 鉄筋コンクリートにより形成された..... |
| |する。 |
| 【0002】 | 一般に、鉄筋コンクリート構造のハンドスキャナ..... |
| |利点がある。 |

```

<jp:pat-amnd lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
<jp:amendment-a523 jp:kind-of-law="patent">
<jp:document-code>A1523</jp:document-code>
...
<jp:amendment-article>
<jp:amendment-group jp:serial-number="1">
<jp:document-code>A16330</jp:document-code>
<jp:item-of-amendment>全文</jp:item-of-amendment>3</jp:way-of-amendment>
<jp:contents-of-amendment jp:kind-of-law="patent">
<description>
<so num="0001"> 【書類名】 明細書<br/>
【発明の名称】 ハンドスキャナ<br/>
【技術分野】 <br/>
【0001】<br/>
鉄筋コンクリートにより形成された.....
.....する。<br/>
【0002】<br/>
一般に、鉄筋コンクリート構造のハンドスキャナ.....
.....利点がある。<br/>
...
</p>
</jp:contents-of-amendment>
</jp:amendment-group>
</jp:amendment-article>
</jp:amendment-a523>
</jp:pat-amnd>

```

<p>タグの属性にはnullが設定されます。

補正の内容には、デリミタの項目(【書類名】、【発明の名称】、【0001】など)も含めてタグ内に設定します。

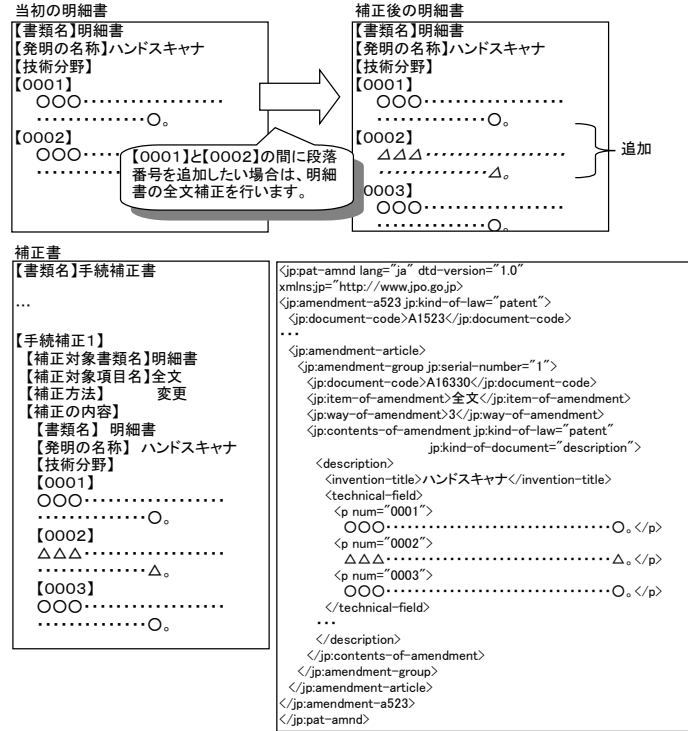
Xフォーマットで電子化された書類を全文補正する場合、旧様式の記載項目を使用して記述することができます。

(2) 段落の補正について

現行通り、XMLで電子化されている明細書の段落を補正する場合、以下のように行います。

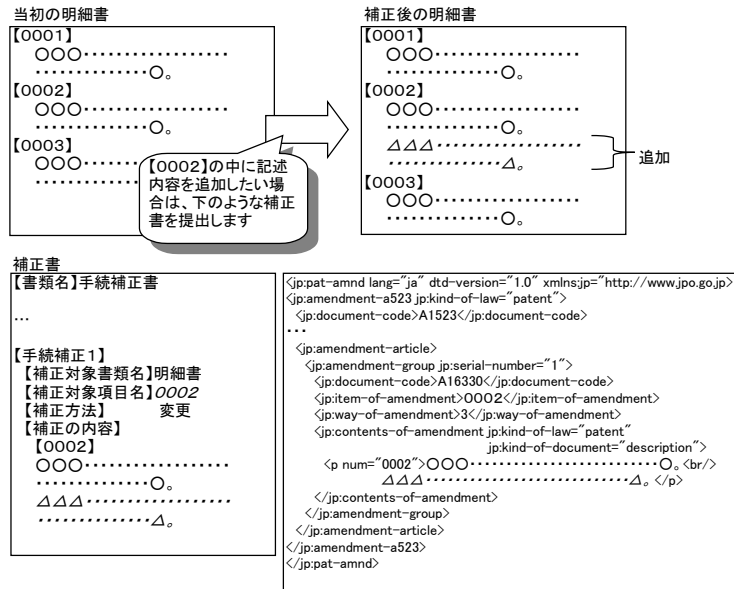
① 段落番号を振り直す場合

明細書の段落番号を振り直す場合は、明細書の全文補正を行います。



② 段落を追加する場合

ある段落番号に、新たに記載内容を追加する場合は、その段落番号を補正対象項目として下記の例にあるような手続補正書を作成し補正を行います。



なお、Xフォーマットで電子化されている明細書についても、現行通り段落番号を振り直す場合は、明細書の全文補正、ある段落番号に記載内容を追加する場合は、その段落番号を指定して補正を行います。

1. 2. 1.1 配列表の補正

配列表は長大になる可能性があるため、より見やすく表示できるように補正書のXMLとは別ファイル（ST. 25または配列表XML）に配列表の内容を設定します。

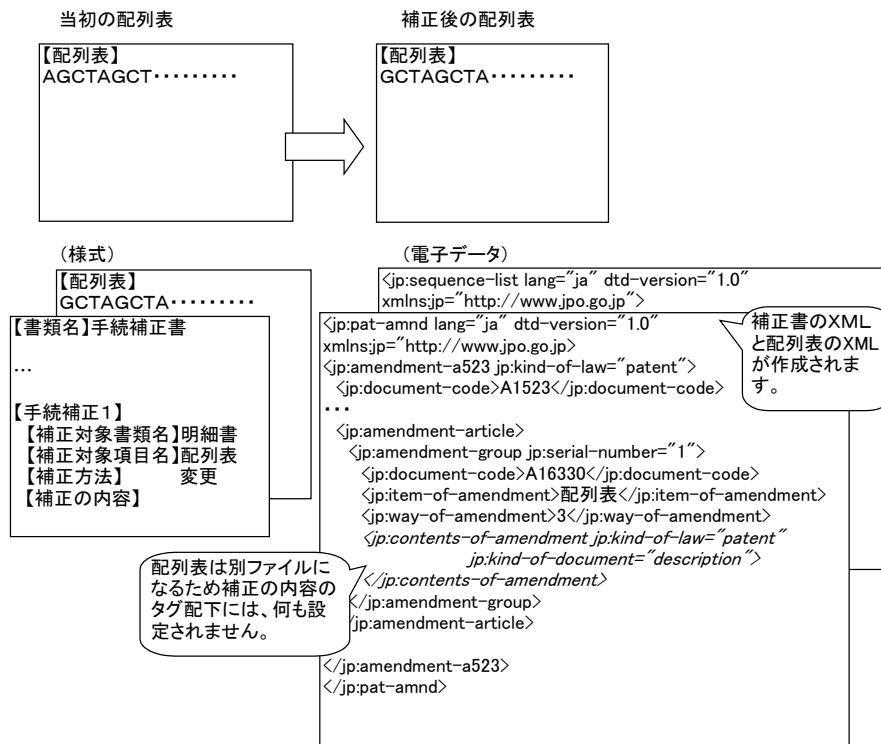
補正書XMLとST. 25、配列表XMLの関連付けについてはpackage-dataにてリンクされます。また、配列表がXMLかST. 25かどうかは拡張子で区別できます。

（項番1. 5. 8ファイル名について参照）

例1) XMLで電子化された配列表を補正する場合

XMLで電子化された配列表を補正する場合は、補正対象項目名に配列表を指定して行います。電子化された後、配列表は補正書のXMLとは別ファイルになるため、補正書の補正の内容タグ配下には何も設定されない状態になります。

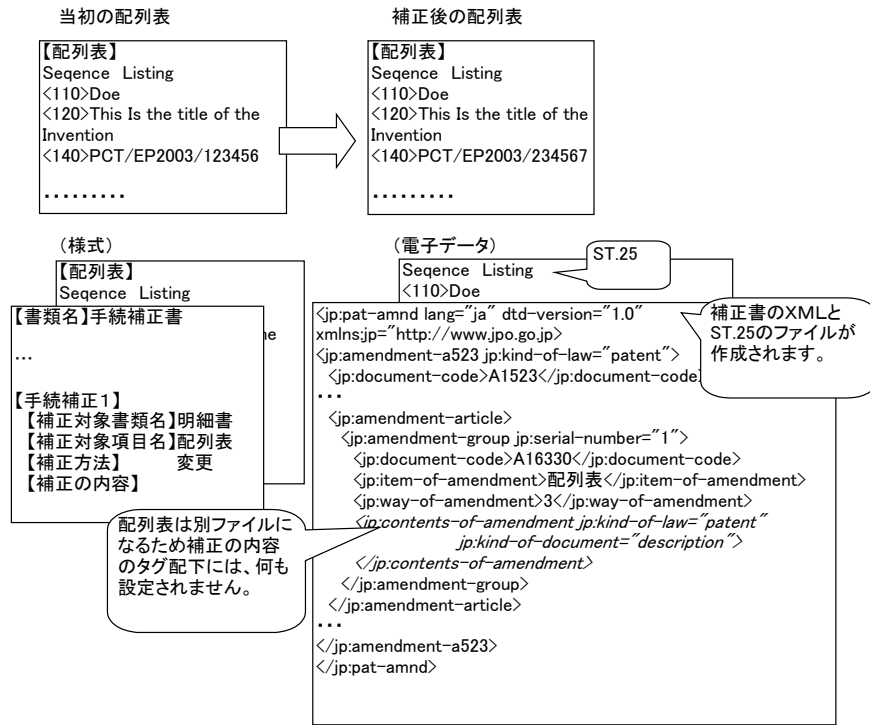
なお、補正書XMLと配列表XMLは、package-data からリンク付けされています。（1.2.4⑨配列表参照）



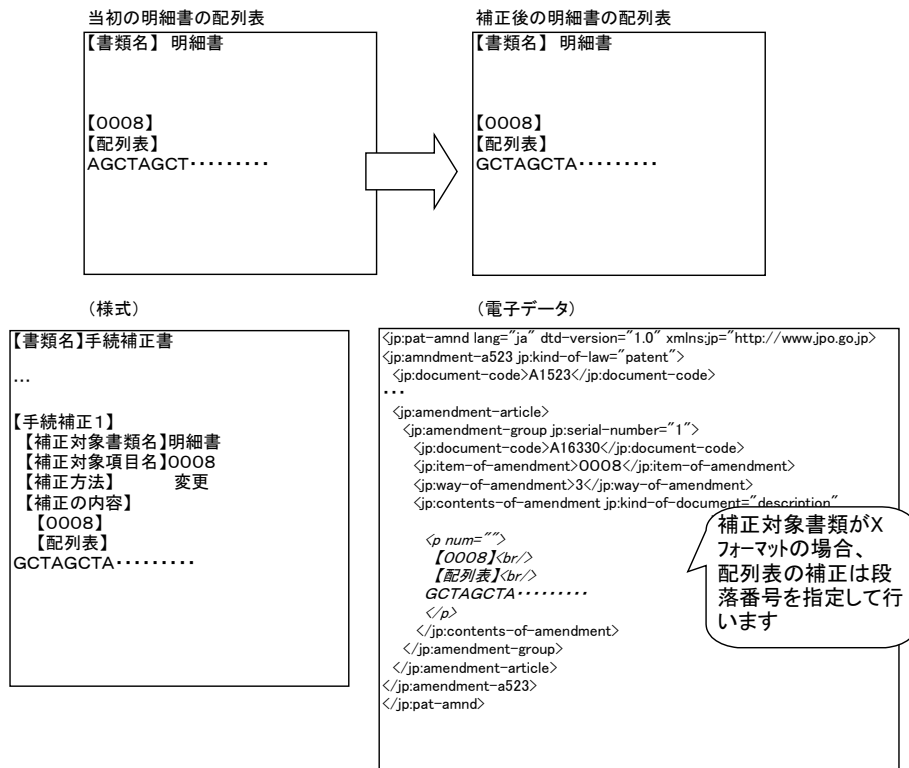
例2) ST. 25で電子化された配列表を補正する場合

ST. 25で電子化された配列表を補正する場合も、補正対象項目名に配列表を指定して行います。電子化された後、配列表（ST. 25）は補正書のXMLとは別ファイルになるため、補正書の補正の内容タグ配下には何も設定されていない状態になります。

なお、補正書XMLと配列表ST. 25は、package-data からリンク付けされています。（1.2.4⑨配列表参照）



なお、旧様式（Xフォーマットで電子化されたもの）の配列表を補正する場合は、従来のとおり、配列表を含む段落番号を指定して補正を行います。



1. 2. 1 2 審判系書類の補正

特許・実用新案の審判請求書などの審判系の書類を補正する場合も、XMLを利用して行います。

現行のXフォーマットでは、審判系書類を補正するとき、その補正の内容は構造化せずにそのままXフォーマットのT. 73部として扱っていましたが、XMLでは各書誌事項を構造化して電子化を行います。

出願人の方の記述の仕方は、現行通り変更ありません。

| | |
|-----------|---------------|
| 【書類名】 | 手続補正書(方式) |
| 【あて先】 | 特許庁長官殿 |
| 【事件の表示】 | |
| 【出願番号】 | 特願2000-111000 |
| 【補正をする者】 | |
| 【識別番号】 | 123456789 |
| 【氏名又は名称】 | 特許株式会社 |
| 【代理人】 | |
| 【識別番号】 | 000000001 |
| 【弁理士】 | |
| 【氏名又は名称】 | 特許 太郎 |
| 【発送番号】 | 230000 |
| 【手続補正1】 | |
| 【補正対象書類名】 | 審判請求書 |
| 【補正対象項目名】 | 審判請求人 |
| 【補正方法】 | 変更 |
| 【補正の内容】 | |
| 【審判請求人】 | |
| 【識別番号】 | 123456789 |
| 【氏名又は名称】 | 審判 太郎 |

```

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8" >
<jp:pat-amnd lang="ja" dtd-version="1.0" xmlns:jp="http://www.jpo.go.jp">
  <jp:amendment-a51 jp:kind-of-law="patent">
    <jp:document-code>A151</jp:document-code>
    ...
    <jp:amendment-article>
      <jp:amendment-group jp:serial-number="1">
        <jp:document-code>A160</jp:document-code>
        <jp:item-of-amendment>審判請求人</jp:item-of-amendment>
        <jp:way-of-amendment>3</jp:way-of-amendment>
        <jp:contents-of-amendment jp:kind-of-law="patent"
          jp:kind-of-document="application-a60">
          <jp:applicants>
            <jp:applicant>
              <jp:addressbook>
                <jp:name>審判 太郎</jp:name>
                <jp:registered-number>123456789</jp:registered-number>
              </jp:addressbook>
            </jp:applicant>
          </jp:applicants>
        </jp:contents-of-amendment>
      </jp:amendment-group>
    </jp:amendment-article>
  </jp:amendment-a51>
</jp:pat-amnd>

```

審判系書類を補正する場合も、補正の内容は構造化して電子化します。

1. 5 電子文書のアーカイブ形式とXMLのバージョンについて

以下、

- ・各業務で交換するデータのアーカイブ形式とXMLのバージョンについて（1. 5. 1章～1. 5. 11-1章）
- ・書類のアーカイブ内に含まれるファイルについて（1. 5. 12章）
- ・アーカイブ内のファイルの名称について（1. 5. 13章）

説明します。

- 1. 5. 1 オンライン出願
- 1. 5. 2 紙出願
- 1. 5. 3 オンライン発送
- 1. 5. 4 オンライン請求
- 1. 5. 5 オンライン閲覧
- 1. 5. 6 インターネット電子出願利用登録
- 1. 5. 7 電子証明書追加更新、電子証明書利用停止
- 1. 5. 8 申請人情報変更
- 1. 5. 9 サービスメニュー登録、変更
- 1. 5. 10 電子現金納付照会
- 1. 5. 11 予納台帳照会
 - 1. 5. 11-1 銀行口座自動振替照会
 - 1. 5. 11-2 出願情報履歴照会
- 1. 5. 12 アーカイブ内のファイルについて
- 1. 5. 13 ファイル名について

1.5.2 紙出願

(1)XMLによる国内出願

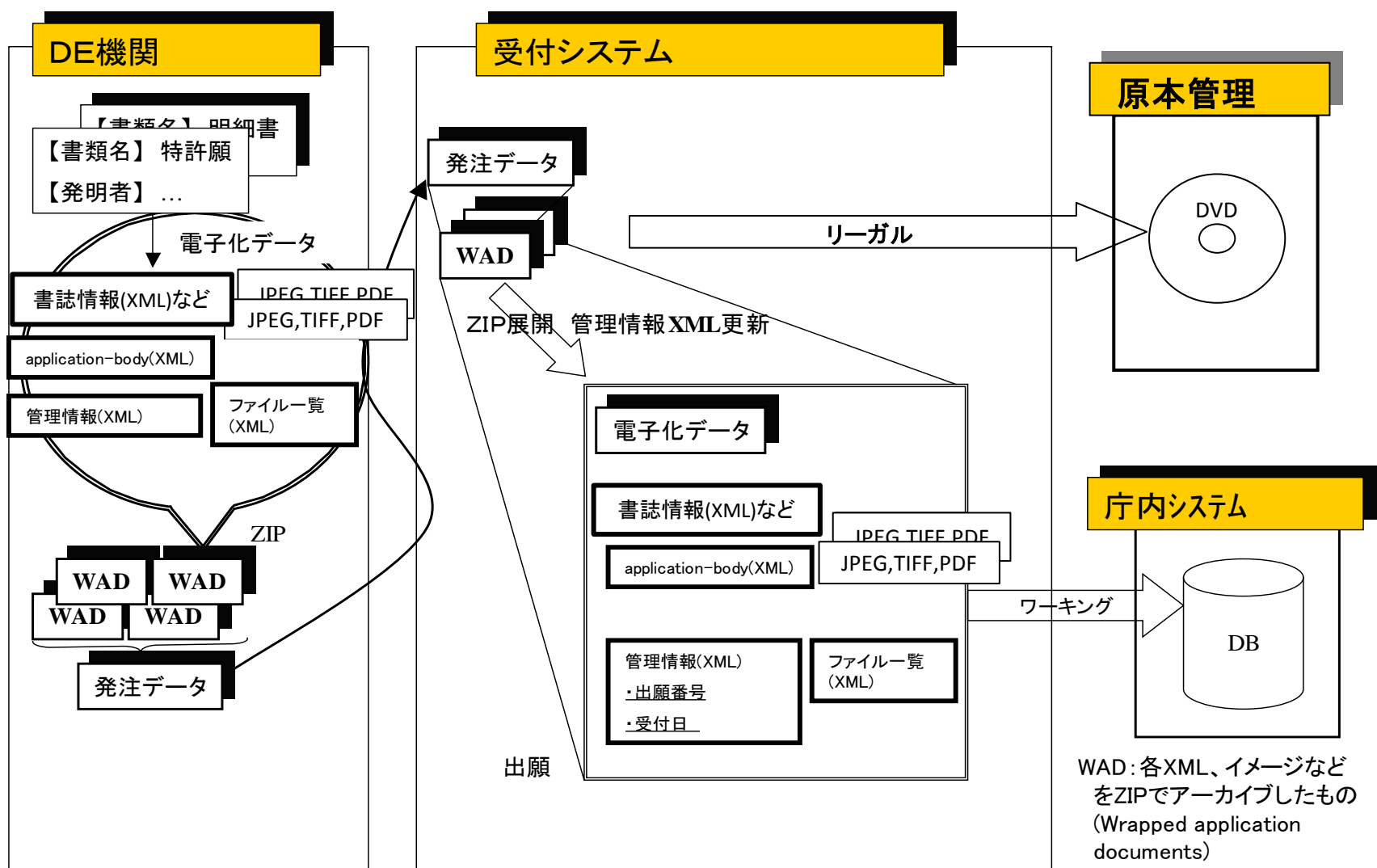
| | 送信方向 | DE機関 | | | 庁内システム | | |
|-------------|-----------------|---------------------------------|-----|----------|---------------------------------|-----|-----|
| | | ファイル等 | 区分 | VER | ファイル等 | 区分 | VER |
| 1. 電子化データ | PAPC → 受付 | | | | | | |
| (1)WAD | | | | | | | |
| ①アーカイブ方式 | | ZIP | | | — | | |
| ②ファイル群 | 管理情報 | 管理情報 (jp:m-mi-acc-doc) | XML | 1.0 | 管理情報 (jp:m-mi-acc-doc) | XML | 1.0 |
| | | ファイル一覧 (jp:filelist) | XML | 1.0 | ファイル一覧 (jp:filelist) | XML | 1.0 |
| | 書誌情報 | 書誌情報 (jp:pat-app-docなど) | XML | 1.0 | 書誌情報 (jp:pat-app-docなど) | XML | 1.0 |
| | | application-body | XML | 1.6 | application-body | XML | 1.6 |
| | 配列表 | ST.25 (*1) | | | ST.25 (*1) | | |
| | | 配列表 (jp:sequence-list) | XML | 1.0 | 配列表 (jp:sequence-list) | XML | 1.0 |
| | 添付書類 | 添付書類 (jp:attaching-document) | XML | 1.0 | 添付書類 (jp:attaching-document) | XML | 1.0 |
| | 原データ | 原データ (jp:original-data) | XML | 1.0 | 原データ (jp:original-data) | XML | 1.0 |
| イメージなど | TIFF | | | TIFF | | | |
| | JPEG | | | JPEG | | | |
| | PDF (*1) | | | PDF (*1) | | | |
| ③電子署名、電子証明書 | | — | | — | | | |

*1: ST.25、PDFは書類修正、援用合体のときにのみ添付される

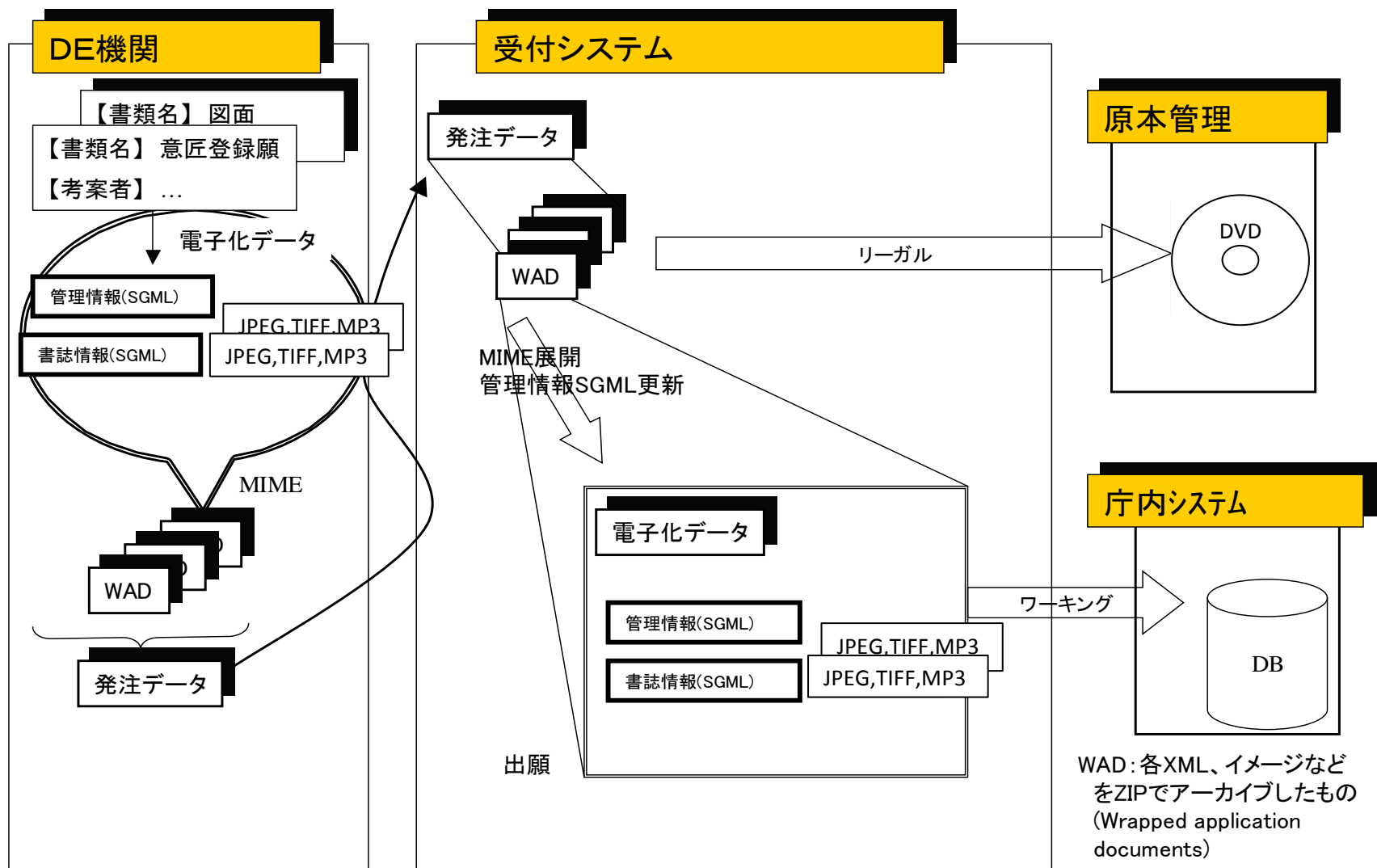
(2)SGMLによる国内出願

| | 送信方向 | DE機関 | | | 庁内システム | | |
|-------------|-----------------|-----------------------|------|-----|-----------------------|------|-----|
| | | ファイル等 | 区分 | VER | ファイル等 | 区分 | VER |
| 1. 電子化データ | PAPC → 受付 | | | | | | |
| (1)電子化データ | | | | | | | |
| ①アーカイブ方式 | | MIME | | | — | | |
| ②ファイル群 | 管理情報 | 管理情報 (MI-ACC-DOC) | SGML | | 管理情報 (MI-ACC-DOC) | SGML | |
| | | 書誌情報 (DES-APP-DOC) | SGML | | 書誌情報 (DES-APP-DOC) | SGML | |
| | イメージなど | TIFF JPEG MP3 | | | TIFF JPEG MP3 | | |
| ③電子署名、電子証明書 | | — | | — | | | |

XMLによる国内出願 紙出願



SGMLによる国内出願 紙出願



1. 5. 12 アーカイブ内のファイルについて

各書類に添付されるXML、ST. 25ファイルの一覧を次ページに示します。

1. 5. 13 ファイル名について

交換されるXML、イメージ、PDF、ST. 25ファイル、テキストは以下のようにファイル名を付与します。

(1) オンライン出願の場合

| | 種別 | 出願人・代理人の方が出願時に送信する際の電子文書 | 特許庁内システムで文書管理する際の電子文書 |
|-------------------------|---------|--------------------------------|------------------------|
| pkgheader | XML | JPOXMLDOC01-pkgh.xml | — |
| package-data | XML | JPOXMLDOC01-pkda.xml | — |
| イメージ一覧 | XML | JPOXMLDOC01-jpflst.xml | — |
| ファイル一覧 | XML | — | (受付番号)-jpflst.xml (注7) |
| 管理情報 | XML | — | (受付番号)-jpmngt.xml (注7) |
| request | XML | JPOXMLDOC01-requ.xml | 同左 |
| declaration | XML | JPOXMLDOCnn-decl.xml | 〃 |
| power-of-attorney | XML | JPOXMLDOCnn-poat.xml | 〃 |
| | イメージ | JPOXMLDOCnn-poat-Innnnnn.XXX | 〃 |
| fee-sheet | XML | JPOXMLDOC01-fees.xml | 〃 |
| indication-bio-deposit | XML | JPOXMLDOCnn-biod.xml | 〃 |
| | イメージ | JPOXMLDOCnn-biod-Innnnnn.XXX | 〃 |
| 記名押印(署名)の欠落についての説明書(注9) | イメージ | JPOXMLDOCnn-lacs-Innnnnn.XXX | 〃 |
| 添付書類(PCT-RO 出願) | イメージ | JPOXMLDOCnn-jpothd-Innnnnn.XXX | 〃 |
| | テキスト | JPOXMLDOC01-draw.txt | 〃 |
| 書誌情報 | XML | JPOXMLDOC01-jpbibl.xml | 〃 |
| | イメージ | JPOXMLDOC01-jpbibl-Innnnnn.XXX | 〃 |
| 請・明・図・要 | XML | JPOXMLDOC01-appb.xml | 〃 |
| | 表イメージ | JPOXMLDOC01-appb-Tnnnnnn.XXX | 〃 |
| | 数式イメージ | JPOXMLDOC01-appb-Mnnnnnn.XXX | 〃 |
| | 化学式イメージ | JPOXMLDOC01-appb-Cnnnnnn.XXX | 〃 |
| | 図面 | JPOXMLDOC01-appb-Dnnnnnn.XXX | 〃 |
| | イメージ | JPOXMLDOC01-appb-Innnnnn.XXX | 〃 |
| 図面の提出書 | XML | JPOXMLDOC01-jpdrab.xml | 〃 |
| | 図面 | JPOXMLDOC01-jpdrab-Dnnnnnn.XXX | 〃 |
| 外国語 請・明・図・要 | XML | JPOXMLDOC01-jpfolb.xml | 〃 |
| | PDF | JPOXMLDOC01-jpfolb-Pnnnnnn.pdf | 〃 |
| | イメージ | JPOXMLDOC01-jpfolb-Innnnnn.XXX | 〃 |
| 配列表 | XML | JPOXMLDOC01-jpseql.xml | 〃 |
| | イメージ | JPOXMLDOC01-jpseql-Innnnnn.XXX | 〃 |
| | ST.25 | JPOXMLDOC01-seql.app | 〃 |
| 添付書類(国内出願) | XML | JPOXMLDOC01-jpatta.xml | 〃 |
| | PDF | JPOXMLDOC01-jpatta-Pnnnnnn.pdf | 〃 |
| | イメージ | JPOXMLDOC01-jpatta-Innnnnn.XXX | 〃 |

注1) nnnnnn には 000001 からの連番をふります。

貼られている書類・箇所・種別に関係なく1つの XML に添付される TIFF、JPEG、PDF ファイルの中で連番を付与します。但し、昇順に並んでいるとは限りません。

注2) nn には 01 からの連番をふります。

declaration、power-of-attorney、indication-bio-deposit の XML は複数添付される可能性があります。

注2-1) nn が 01、02・となるたびに、nnnnnn は 000001 からの連番をふります。

例) powr-of-attorney の場合

JPOXMLDOC01-poat.xml

JPOXMLDOC01-poat-I000001.tif

JPOXMLDOC01-poat-I000002.tif

JPOXMLDOC02-poat.xml

JPOXMLDOC02-poat-I000001.tif

JPOXMLDOC02-poat-I000002.tif

→nn が 02 になれば、nnnnnn はまた 000001 から付与します。

注2-2) 記名押印欠落の説明書、添付書類は、当面の間、nn は 01 固定となる。

注3) XXX は JPG、jpg、TIF、tif のいずれかを指します。

注4) ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対応する必要があります。

注5) 受付番号

| 構成 | 受付番号 | | |
|------|--------|---|------|
| | 申請形態種別 | 年 | 管理番号 |
| バイト数 | 1 | 2 | 8 |

・申請形態種別

- 1・・・紙申請(窓口)
- 2・・・紙申請(郵送)
- 5・・・オンライン申請
- 6・・・PCT
- 8・・・原願電子化

注6) JPOXMLDOC01 は、受付番号と同じ桁数にして、先頭13桁目からファイルの種別を判断できるようにしました。

注7) オンライン請求時、出願ソフトから受付システムに送る電子文書のファイル一覧・管理情報XMLのファイル名は、次のようになる。

ファイル一覧 JPOXMLDOC01-jpfst.xml
 管理情報 JPOXMLDOC01-jpmngt.xml

注8) PCT 中間書類のファイル名については、「日本国特許庁 PCT 中間書類の電子化標準仕様 AP 書類編」を参照してください。

注9) 記名押印(署名)の欠落についての説明書は出願ソフトのバージョン[1.91]以降は添付不可となりました。

(2) 紙出願の場合

| | 種別 | 特許庁内システムで文書管理する際の電子文書 |
|-------------|---------|---------------------------|
| ファイル一覧 | XML | (受付番号)-jpf1st.xml |
| 管理情報 | XML | (受付番号)-jpmngt.xml |
| 書誌 | XML | (受付番号)-jpbibl.xml |
| | イメージ | (受付番号)-jpbibl-Innnnnn.XXX |
| 請・明・図・要 | XML | (受付番号)-appb.xml |
| | 表イメージ | (受付番号)-appb-Tnnnnnn.XXX |
| | 数式イメージ | (受付番号)-appb-Mnnnnnn.XXX |
| | 化学式イメージ | (受付番号)-appb-Cnnnnnn.XXX |
| | 図面 | (受付番号)-appb-Dnnnnnn.XXX |
| 図面の提出書 | イメージ | (受付番号)-appb-Innnnnn.XXX |
| | XML | (受付番号)-jpdrab.xml |
| 外国語 請・明・図・要 | 図面 | (受付番号)-jpdrab-Dnnnnnn.XXX |
| | XML | (受付番号)-jpf0lb.xml |
| | PDF | (受付番号)-jpf0lb-Pnnnnnn.pdf |
| | イメージ | (受付番号)-jpf0lb-Innnnnn.XXX |
| 配列表 | XML | (受付番号)-jpseq1.xml |
| | イメージ | (受付番号)-jpseq1-Innnnnn.XXX |
| | ST.25 | (受付番号)-seq1.app |
| 添付書類XML | XML | (受付番号)-jpatta.xml |
| | PDF | (受付番号)-jpatta-Pnnnnnn.pdf |
| | イメージ | (受付番号)-jpatta-Innnnnn.XXX |
| 原データXML | XML | (受付番号)-jporgd.xml |
| | イメージ | (受付番号)-jporgd-Innnnnn.XXX |

注1)nnnnnnには000001からの連番をふります。

貼られている書類・箇所・種別に関係なく1つのXMLに添付されるTIFF、JPEG、PDFファイルの中で連番を付与します。但し、昇順に並んでいるとは限りません。

注2)XXXはJPG、jpg、TIF、tifのいずれかを指します。

注3)PDFは、書類修正・援用合体のときだけではなく、通常の紙出願の場合も発生します。(緊急避難案件にPDFが含まれている可能性があるため)

注4)ST.25は、書類修正・援用合体のときだけではなく、通常の紙出願の場合も発生します。(緊急避難案件にST.25が含まれている可能性があるため)

注5)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。

注6) 受付番号については、(1)オンライン出願の場合 注5)を参照。

(3) 発送書類の場合

| | 種別 | 特許庁内システムで文書管理する際の電子文書 | 備考 |
|--------------|------|-----------------------------|------------------|
| pkgheader | XML | JPOXMLDOC01-pkgh.xml | インターネットによる発送で使用 |
| package-data | XML | JPOXMLDOC01-pkda.xml | インターネットによる発送で使用 |
| ファイル一覧 | XML | (0+発送番号)-jpf1st.xml | |
| 管理情報 | XML | (0+発送番号)-jpmngt.xml | |
| 発送書類 | XML | (0+発送番号)-jpnfce.xml | |
| | イメージ | (0+発送番号)-jpnfce-Innnnnn.XXX | |
| | PDF | (0+発送番号)-jpnfce-P000001.YYY | 謄本に注意書を添付する場合に使用 |

注1)nnnnnnには000001からの連番をふります。

貼られている書類・箇所・種別に関係なく1つのXMLに添付されるTIFF、JPEGファイルの中で連番を付与します。但し、昇順に並んでいるとは限りません。

注2)XXXはJPG、jpg、TIF、tifのいずれかを指します。

注3)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。

注4) 発送番号

| 構成 | 発送番号 | | |
|------|----------|-----|------|
| | 指令発送識別番号 | 発送年 | 一連番号 |
| バイト数 | 2 | 2 | 6 |

・ 指令発送識別番号

- 2 1 . . . 方式審査 (特許)
- 2 2 . . . 方式審査 (実用新案)
- 3 1 . . . 登録 (特許)
- 3 2 . . . 登録 (実用新案)
- 3 3 . . . 登録 (意匠)
- 3 4 . . . 登録 (商標)
- 6 1 . . . 審査 (特許)
- 6 2 . . . 審査 (実用新案)

注5)YYYはPDF、pdfのいずれかを指します。

(4) 庁内書類の場合

| | 種別 | 起案時 |
|--------|------|-----------------------------|
| ファイル一覧 | XML | (庁内書類番号)-jplst.xml |
| 管理情報 | XML | (庁内書類番号)-jpmngt.xml |
| 庁内書類 | XML | (庁内書類番号)-jpmemo.xml |
| | イメージ | (庁内書類番号)-jpmemo-Innnnnn.XXX |

注1) nnnnnnには000001からの連番をふります。

貼られている書類・箇所・種別に関係なく1つのXMLに添付されるTIFF、JPEG、PDFファイルの中で連番を付与します。但し、昇順に並んでいるとは限りません。

注2) XXXはJPG、jpg、TIF、tifのいずれかを指します。

注3) ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。

注4) 庁内書類番号

| 構成 | 庁内書類番号 | | | |
|------|--------|----------|-----|------|
| | 庁内書類識別 | 作成システム種別 | 作成年 | 一連番号 |
| バイト数 | 1 | 2 | 2 | 6 |

・ 庁内書類識別

庁内書類であることの識別です。“9”が固定で設定されます。

・ 作成システム識別

25～29・・・特実方式審査

65～69・・・特実審査周辺

80～89・・・三極交換

(5) 受領書の場合

| | 種別 | ファイル名 | 備考 |
|-----|-----|------------------------|-----------------|
| 受領書 | XML | JPOXMLDOC01-aprl.xml | インターネットによる送付の場合 |
| | | JPOXMLDOC01-jpaprl.xml | ISDNによる送付の場合 |

注1) ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。

(6) xmit-receipt の場合

| | 種別 | ファイル名 | 備考 |
|--------------|-----|-------------------|--|
| xmit-receipt | XML | (受付番号)-xmre.xml | オンライン出願の場合 |
| | | (請求番号)-xmre.xml | インターネットによるオンライン請求の場合 |
| | | (要求受付番号)-xmre.xml | インターネット電子出願利用登録、電子証明書追加登録、電子証明書利用停止、申請人情報変更の場合 |

注1) ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。

(7) 発送目録の場合

| | 種別 | ファイル名 | 備考 |
|------|-----|----------------------|-----------------|
| 発送目録 | XML | JPOXMLDOC01-dspl.xml | インターネットによる発送で使用 |

注1) ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。

(8) その他

| | 種別 | ファイル名 |
|---------------|------|---------------------------|
| 申請人データ | XML | JPOXMLDOC01-jpreda.xml |
| サービスメニューデータ | XML | JPOXMLDOC01-jpsemd.xml |
| 電子現金納付照会データ | XML | JPOXMLDOC01-jpcprd.xml |
| 銀行口座自動振替照会データ | XML | JPOXMLDOC01-jptrrd.xml |
| 原簿フォーマット | XML | (請求番号)-jprgda.xml |
| | イメージ | (請求番号)-jprgda-Innnnnn.XXX |
| 原簿フォーマットの管理情報 | XML | (請求番号)-jpmngt.xml |

注1)nnnnnnlには000001からの連番をふります。

但し、昇順に並んでいるとは限りません。

注2)XXXはTIF、tifのいずれかを指します。

注3)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。

(9) 出願情報履歴照会の場合

| | 種別 | ファイル名 |
|----------|-----|----------------------|
| 出願情報履歴照会 | XML | JPOXMLDOC01-aphl.xml |

注1)ファイルの拡張子は小文字または大文字とします(但し、小文字・大文字が混在することはありません)

特許庁システムでファイルを作成する場合の拡張子は小文字のみですが、小文字・大文字の何れも対処する必要があります。